

(仮称)

きたもと こどもいきいき未来プラン

(第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)

(素案 01)

令和 6 年 11 月

北本市

〈目次〉

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的位置づけ	3
3 本市における位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 策定体制	5
第2章 北本市の子ども・子育てをとりまく現状	7
1 人口・世帯等	8
2 女性の就業状況	8
3 保育サービスなどの状況	8
4 幼稚園の状況	8
5 小学校	8
6 中学校	8
7 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）	8
8 第二期計画の評価	8
第3章 計画の基本的な考え方	9
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	10
2 基本目標及び基本施策（施策の体系）	11
第4章 総合的な施策の展開	13
基本目標1 子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち	14
1-1 子どもの権利を尊重する取組	14
1-2 子どもの意見表明及び社会参加の促進	18
1-3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組	20
1-4 特別な配慮を必要とする子ども・若者への支援	22
基本目標2 子どもが自分らしく心豊かに育つまち	25
2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	25
2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり	29
基本目標3 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち	34
3-1 母子の健康と医療の確保	34
3-2 養育に関する支援	38
3-3 子育てしやすい生活環境の整備	41
3-4 子どもに安心・安全なまちづくり	44
基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち	46
4-1 保育サービスの充実	46
4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進	50
基本目標5 地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち	52
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	52
5-2 子育てにかかる経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援	56
5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり	58
第5章 教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと確保策	61
1 児童数の推移	62

2	教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	64
3	子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	68
第6章	計画の推進.....	75
1	計画の推進にあたって	76
2	計画進行管理の体制としくみ	77

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市では、北本市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成27年3月に「北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定しました。この計画は、①子ども・子育て支援法に基づき「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」を定めるとともに、②次世代育成支援推進法に基づき「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」を示しました。

その後、令和2年3月には、教育・保育ニーズの増加に対応するため、第一期計画の教育・保育に係る量の見込みと提供体制の見直しを行い、「第二期 北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を策定しました。

なお、第二期計画では、第一期計画が示した「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」は継承しました。

こうした中、令和5年4月に「こども基本法」が施行及びこども家庭庁が発足され、同年12月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議決定されました。

上記の動きを踏まえ、「第三期 北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第三期計画」という。）は、①第一期計画に示された「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」及び②第二期計画に定められた「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」の見直しを行うとともに、③こども基本法に基づく「こども計画」を包含した計画として策定するものです。

〔参考〕こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（「こども大綱」抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

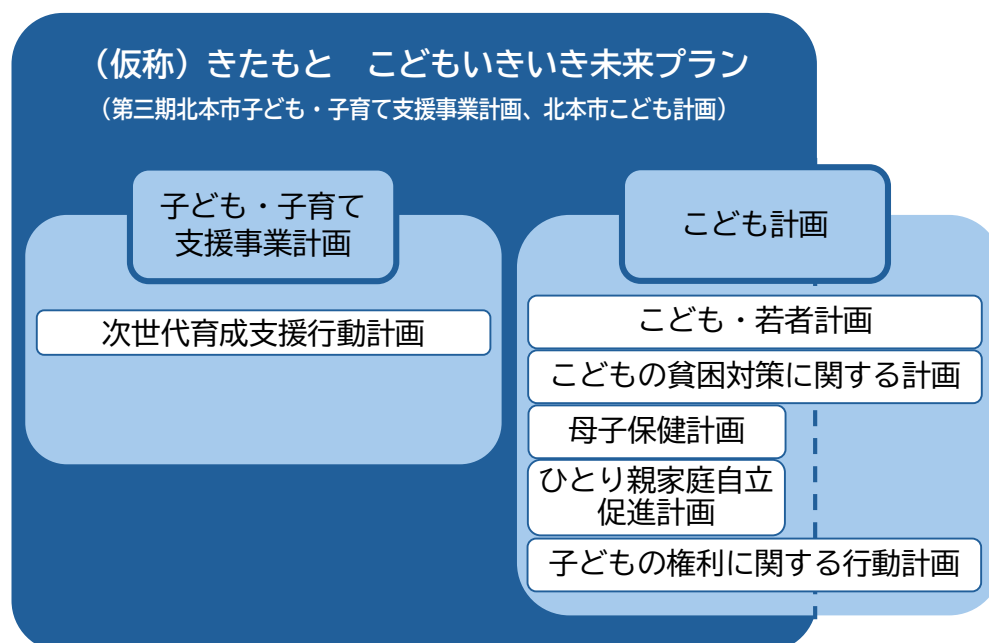
「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2 計画の法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこども基本法第 9 条に基づく「こども計画」として策定します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子保健法第 9 条に基づく「母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困対策に関する計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」を包含します。

図 （仮称）きたもと こどもいきいき未来プランが包含する計画



〔参考〕本計画における「こども」と「子ども」の使い分け

本計画では、「こども」、「子ども」及び「若者」を次のように使い分けます。

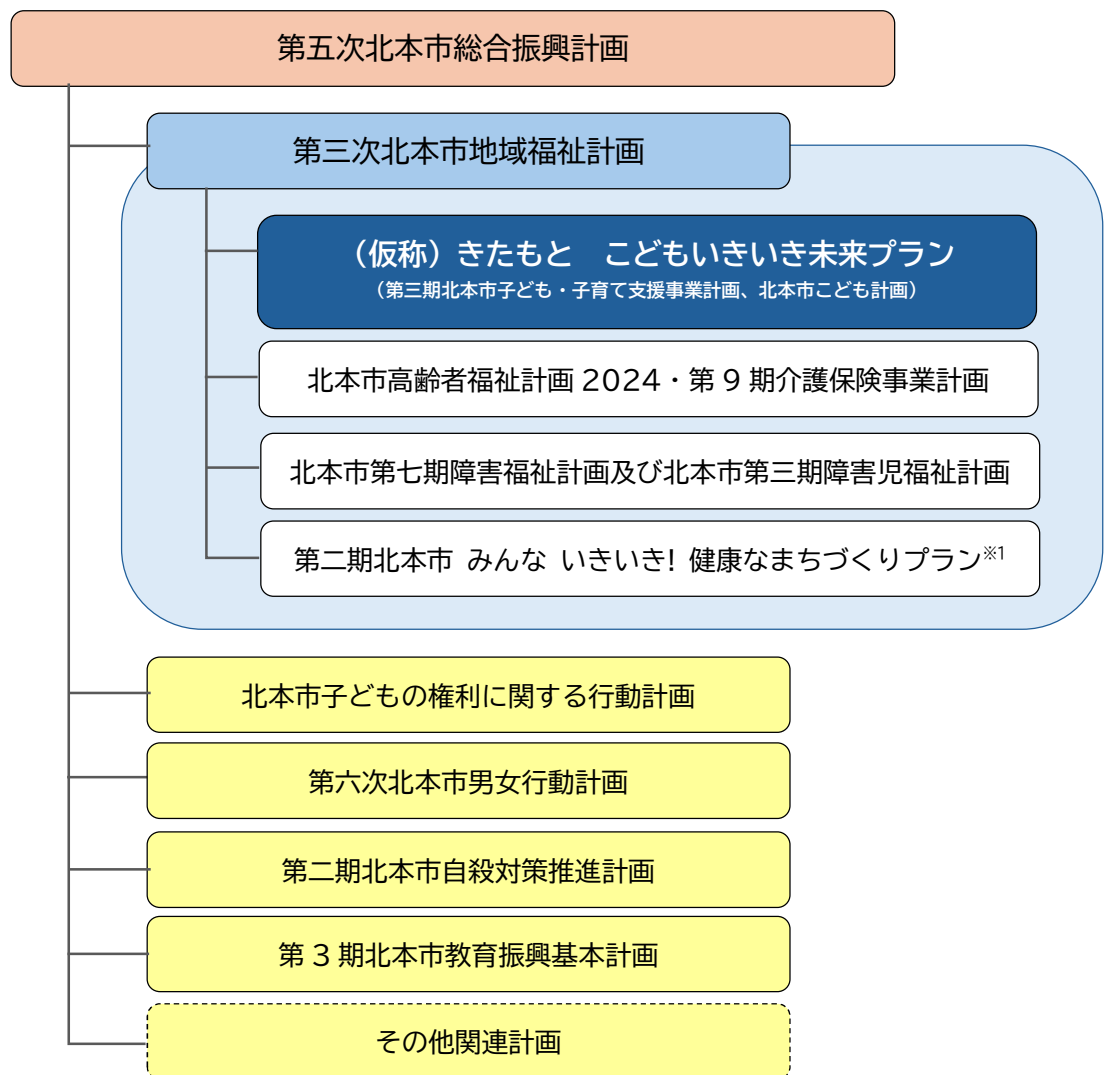
表記	根拠	定義
こども	こども基本法	心身の発達過程にある者
子ども	北本市子どもの権利に関する条例	18 歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者
若者	法令により異なる	高校生及び青年期（18 歳～40 歳未満）



乳幼児期	学童期	思春期		青年期
0～就学前	小学生	中学生	高校生	概ね 18 歳～40 歳未満
こども（年齢による定義は行わない）				
子ども（概ね 18 歳未満）				
			若者（高校生以上）	

3 本市における位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第五次北本市総合振興計画」及び福祉における上位計画である「第三次北本市地域福祉計画」の分野別計画として、福祉の各計画や「北本市子どもの権利に関する行動計画」、「第六次北本市男女行動計画」など関連する計画と整合性を図りながら策定します。

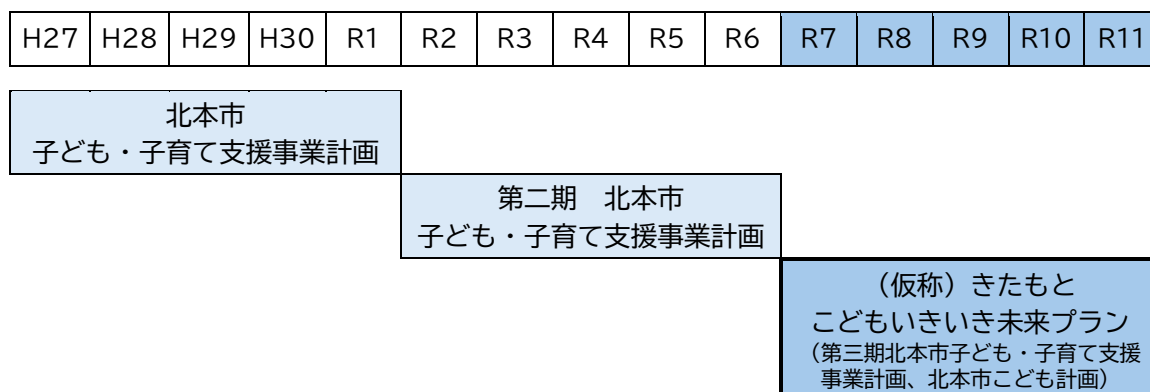


※1「第二期北本市 みんな いきいき! 健康なまちづくりプラン」は、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画として策定しました。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育て家庭を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「北本市子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

保育・教育サービスにかかるニーズや子育てに関する保護者等の意識を把握するため、1) 就学前児童保護者調査及び 2) 小学生保護者調査を実施しました。

また、子どもの貧困をめぐる状況や子ども・若者自身の生活状況、意識、要望等を把握するため、3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）、4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）及び 5) 若者の意識と生活に関する調査を実施しました。

■調査名及び対象者

調査名	対象者	調査方法
1) 就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童の保護者	郵送配布・郵送回収による紙面調査
2) 小学生保護者調査	市内在住の小学生（1～6 年生）の保護者	
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）	市内在住の小学 5 年生、6 年生及び中学 1 年生～3 年生の児童・生徒のいる保護者	
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）	市内在住の小学 5 年生、6 年生及び中学 1 年生～3 年生の児童・生徒	

5) 若者の意識と生活に関する調査	北本高校、騎西特別支援学校北本分校の2年生の生徒全員	学校を通じたWeb調査
-------------------	----------------------------	-------------

■実施時期、対象者数及び回収率等

調査名	実施時期	対象者数	回収数	回収率
1) 就学前児童保護者調査	令和6年3月～4月	1,000人	446人	44.6%
2) 小学生保護者調査	令和6年3月～4月	1,000人	369人	36.9%
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）※1	令和6年6月～7月	1,250人	362人	30.0%
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）※1	令和6年6月～7月	1,250人	356人	28.5%
5) 若者の意識と生活に関する調査	令和6年6月	145人	137人	94.5%

※1 こどもの生活に関する調査は、保護者調査及び児童・生徒調査において同一世帯に同一の回答者番号を付与することにより、両調査結果の紐付けを行った。

(3) きたもと子ども会議の開催

子どもの意見を求めるため、北本市子どもの権利に関する条例に基づくきたもと子ども会議を設置しました。

対象区分	実施年月	募集の方法	参加者数
高校生	令和6年7月19日	県立北本高校在校生に対し学校を通じて募集	9人

(4) パブリック・コメントの実施

計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施しました（予定）。

〔実施時期〕 令和6年12月下旬～令和7年1月頃

第 2 章 北本市の子ども・子育てをとりまく現状

作成中

1 人口・世帯等

2 女性の就業状況

3 保育サービスなどの状況

4 幼稚園の状況

5 小学校

6 中学校

7 子ども・子育てに関する実態と意向
(アンケート調査結果から)

8 第二期計画の評価

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子ども・子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

また、こども基本法第1条では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し（中略）」とうたわれています。

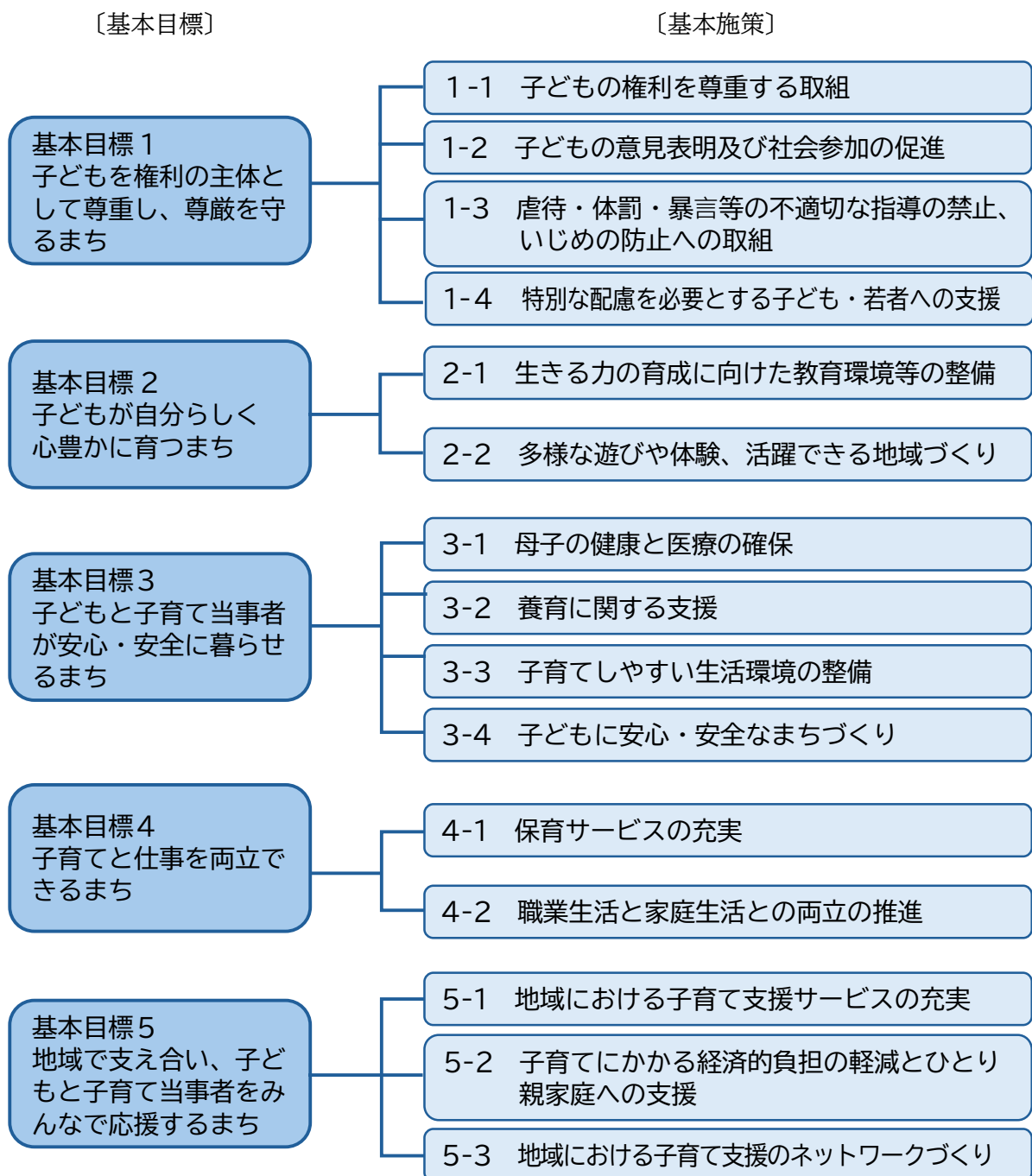
一人ひとりの子どもが健やかに育つには、子どもが1日の大半を過ごす教育・保育の場は、子どもの成長に重要な役割を果たす場であり、適切な環境整備が求められています。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、孤立化しがちな子育て家庭を支援し、子育て環境を整えることが求められています。

こうしたことから、本計画の基本理念を「すべてのこどもが健やかに育ち輝くまち きたもと」と掲げ、一人ひとりのこども・若者が年齢やそだちに応じた多様な遊びや体験の機会を通じて、自らを大切にし他者を思いやる心など互いを認め合う豊かな人間性を育み、次代を担う自立した大人に育っていくことを目指します。

すべてのこどもが健やかに育ち輝くまち きたもと

2 基本目標及び基本施策（施策の体系）



第 4 章 総合的な施策の展開

基本目標 1

子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち

1-1 子どもの権利を尊重する取組

施策の体系

1-1 子どもの権利を尊重する取組

(1) 市民に対する周知啓発

- ①子どもの権利に関する普及啓発事業
- ②「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施
- ③きたもと子育て応援ガイドブック作成事業（子どもの権利の周知）
- ④子どもの権利に関する学習会の支援

(2) 子ども・若者に対する周知啓発

- ①子どもに対する「子どもの権利に関する条例」の普及啓発
- ②人権教育授業の充実

(3) 支援者等に対する周知啓発

- ①職員研修の充実
- ②教職員研修の充実
- ③こども応援ネットワーク会議への参加
- ④民生委員・児童委員活動の充実
- ⑤（再）子どもの権利に関する学習会の支援
- ⑥子ども家庭総合支援会議

(4) 子どもの権利の侵害の防止と擁護・救済に向けた取組

- ①子どもの権利擁護委員の設置（普及啓発）
- ②子どもの権利に関する相談窓口の設置
- ③子どもの権利相談に関する普及啓発事業
- ④子どもの権利擁護委員の設置（擁護・救済）
- ⑤子どもの権利の相談・救済に関する学習会の支援
- ⑥こども応援ネットワーク会議との連携
- ⑦（再）民生委員・児童委員活動の充実
- ⑧重層的支援体制整備事業

施策の内容

(1) 市民に対する周知啓発

市民が、子どもの権利について内容を正しく理解し、子どもがその権利を適切に行使できるよう、条例等について、広く周知啓発を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	子どもの権利に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成などを行い、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。		子育て支援課
②	「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施	「きたもと子どもの権利の日」に合わせて、条例の目的にふさわしい事業を実施します。		子育て支援課
③	きたもと子育て応援ガイドブック作成事業（子どもの権利の周知）	「きたもと子育て応援ガイドブック」において、子どもの権利に関する事項を掲載し、条例の周知啓発に努めます。		子育て支援課
④	子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。		子育て支援課

(2) 子ども・若者に対する周知啓発

子ども自身が、権利の内容について正しく理解し、その権利が侵害された場合等には、速やかに相談することができるよう、条例や相談窓口について、広く周知啓発を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	子どもに対する「子どもの権利に関する条例」の普及啓発	子どもの権利に関する条例の子ども向けのパンフレットなどを作成・配布し、条例の周知を図ります。		子育て支援課
②	人権教育授業の充実	児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。		学校教育課

(3) 支援者等に対する周知啓発

市役所職員や学校の教職員に対して、条例の内容を正しく理解してもらうため、子どもの権利に関するテーマを加えた研修を実施します。

また、市内の様々な子育て関連機関・団体が集まる会議等の中で、子どもの権利に関するテーマの研修を行い、子育て関連機関の職員等に対して条例の周知啓発に努めます。

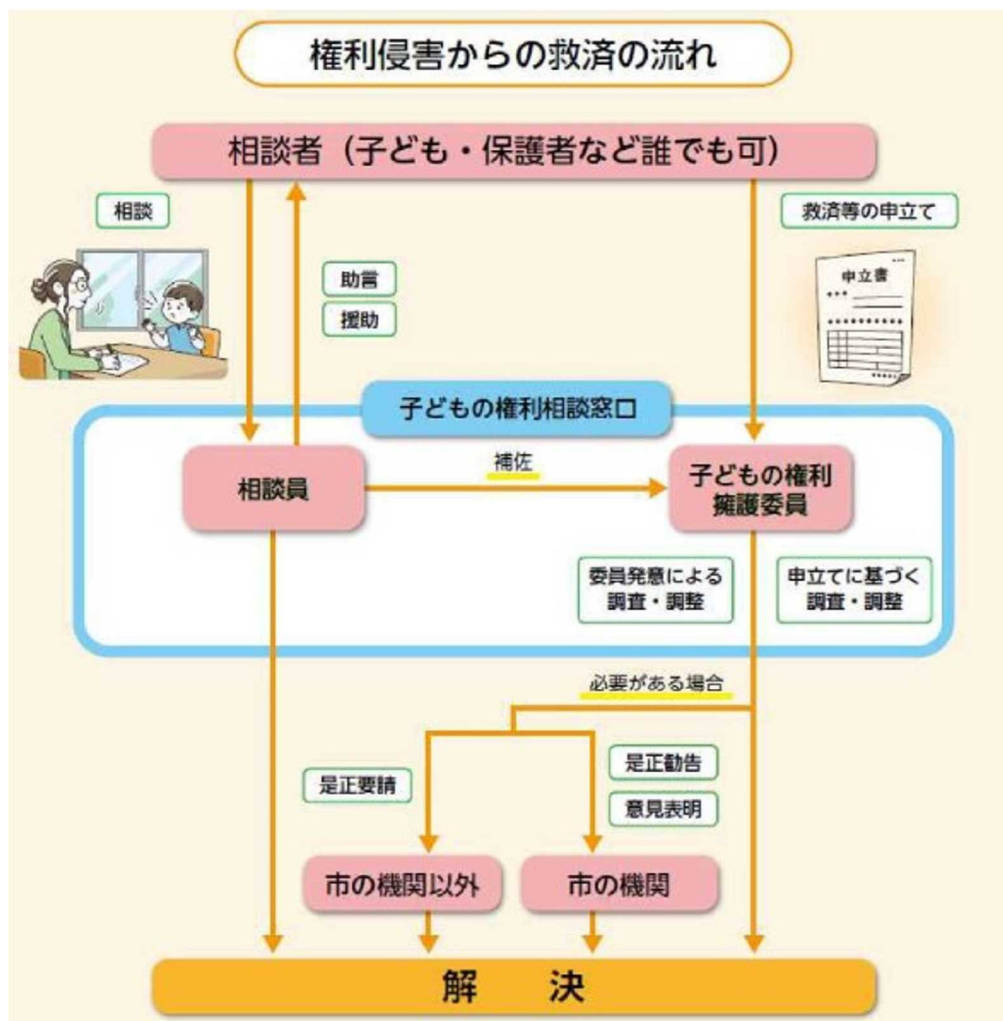
No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	職員研修の充実	市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。		総務課 子育て支援課
②	教職員研修の充実	教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。		学校教育課
③	こども応援ネットワーク会議への参加	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行います。		人権推進課 子育て支援課
④	民生委員・児童委員活動の充実	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。		共生福祉課 子育て支援課
⑤	(再) 子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。		子育て支援課
⑥	子ども家庭総合支援会議	子育て関連機関・団体が集まる会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行います。		子育て支援課

(4) 子どもの権利の侵害の防止と擁護・救済に向けた取組

子どもの権利の侵害の防止と擁護・救済のため、子どもの権利と相談窓口について周知啓発を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	子どもの権利擁護委員の設置(普及啓発)	子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利擁護委員が子どもの権利擁護に関する普及啓発を行います。		人権推進課
②	子どもの権利に関する相談窓口の設置	子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。		人権推進課
③	子どもの権利相談に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するリーフレットの作成や市ホームページの作成、子ども向け携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成、配布し、子どもの権利相談に関する普及啓発に向けた取組を推進します。		人権推進課

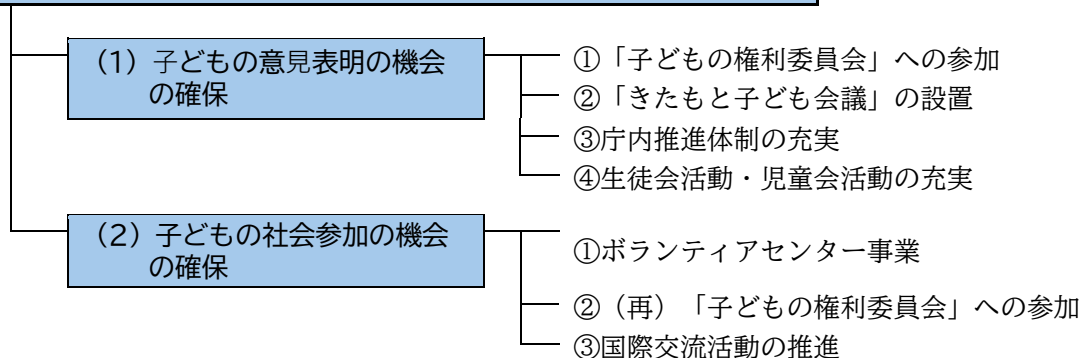
④	子どもの権利擁護委員の設置(擁護・救済)	子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利の擁護・救済を行います。		人権推進課
⑤	子どもの権利の相談・救済に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。		人権推進課
⑥	こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。		人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
⑦	(再) 民生委員・児童委員活動の充実	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。		共生福祉課 子育て支援課
⑧	重層的支援体制整備事業	相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。		共生福祉課



1-2 子どもの意見表明及び社会参加の促進

施策の体系

1-2 子どもの意見表明及び社会参加の促進



施策の内容

(1) 子どもの意見表明の機会の確保

子どもに必要な情報を事前に提供し、意見表明しやすくなるよう配慮し、子どもが意見表明する機会の確保及び環境整備、子どもの意見の反映に努めます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	「子どもの権利委員会」への参加	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。		子育て支援課
②	「きたもと子ども会議」の設置	子どもが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもに意見を求めることで、子どもの意見表明の場の確保に努めます。		子育て支援課
③	庁内推進体制の充実	子どもの意見表明の機会の確保を全庁的に進めるため、市が子どもに関係する施策等を策定する際は、子どもの意見表明の機会を確保し、施策等への反映に努めるよう職員に周知します。		子育て支援課
④	生徒会活動・児童会活動の充実	学校のきまりについて「毎年見直すこと」を原則とし、子どもが自信をもって意見を表明できる場の確保に努めます。		学校教育課

(2) 子どもの社会参加の機会の確保

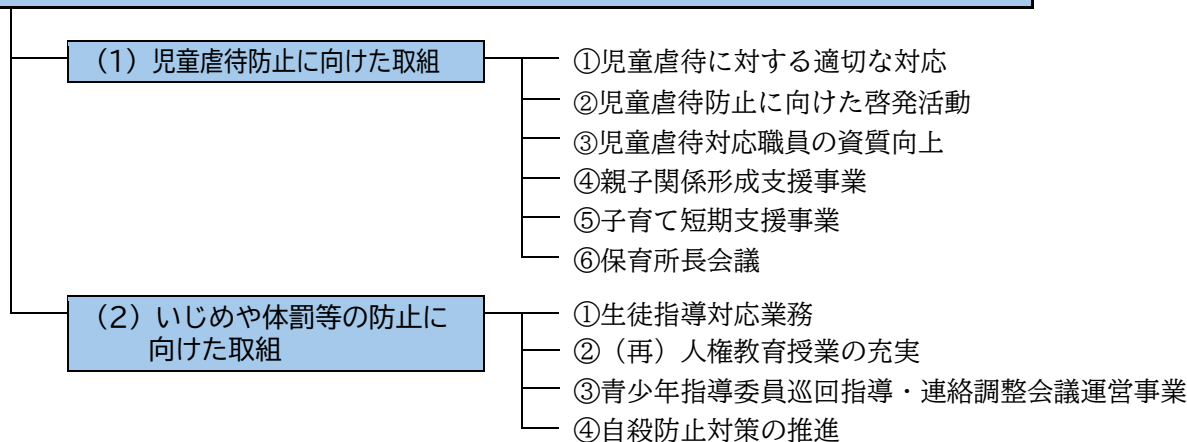
ボランティア活動や国際交流活動など、子どもたちが社会参加する機会の確保に努めます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会が実施するボランティア相談や、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人を結ぶマッチングなどを通じて、ボランティア活動を推進します。		共生福祉課
②	(再)「子どもの権利委員会」への参加	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。		子育て支援課
③	国際交流活動の推進	国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。		生涯学習課

1-3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組

施策の体系

1-3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組



施策の内容

(1) 児童虐待防止に向けた取組

児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	児童虐待に対する適切な対応	児童虐待に関する通告(その疑いがある場合の情報提供を含む)があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。		子育て支援課
②	児童虐待防止に向けた啓発活動	きたもと子育て応援ガイドブック等において児童虐待防止に関する内容を掲載するとともに、市民や子ども、子ども関係施設に児童虐待防止に関する啓発グッズ等を配布して、事業の周知と相談・連絡先に関する周知を図ります。		子育て支援課
③	児童虐待対応職員の資質向上	児童虐待に関する各種研修に参加し、職員の資質向上に努めるとともに、必要な職員を配置して組織的な対応に努めます。		子育て支援課
④	親子関係形成支援事業 (P.72 参照)	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦などを対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。		子育て支援課

⑤	子育て短期支援事業 (P.70 参照)	保護者の疾病等の利用により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったなどの児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	—	子育て支援課
⑥	保育所長会議	月1回保育所長会を実施して、育児情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の保育の中で虐待等を発見していきます。	毎月開催	保育課

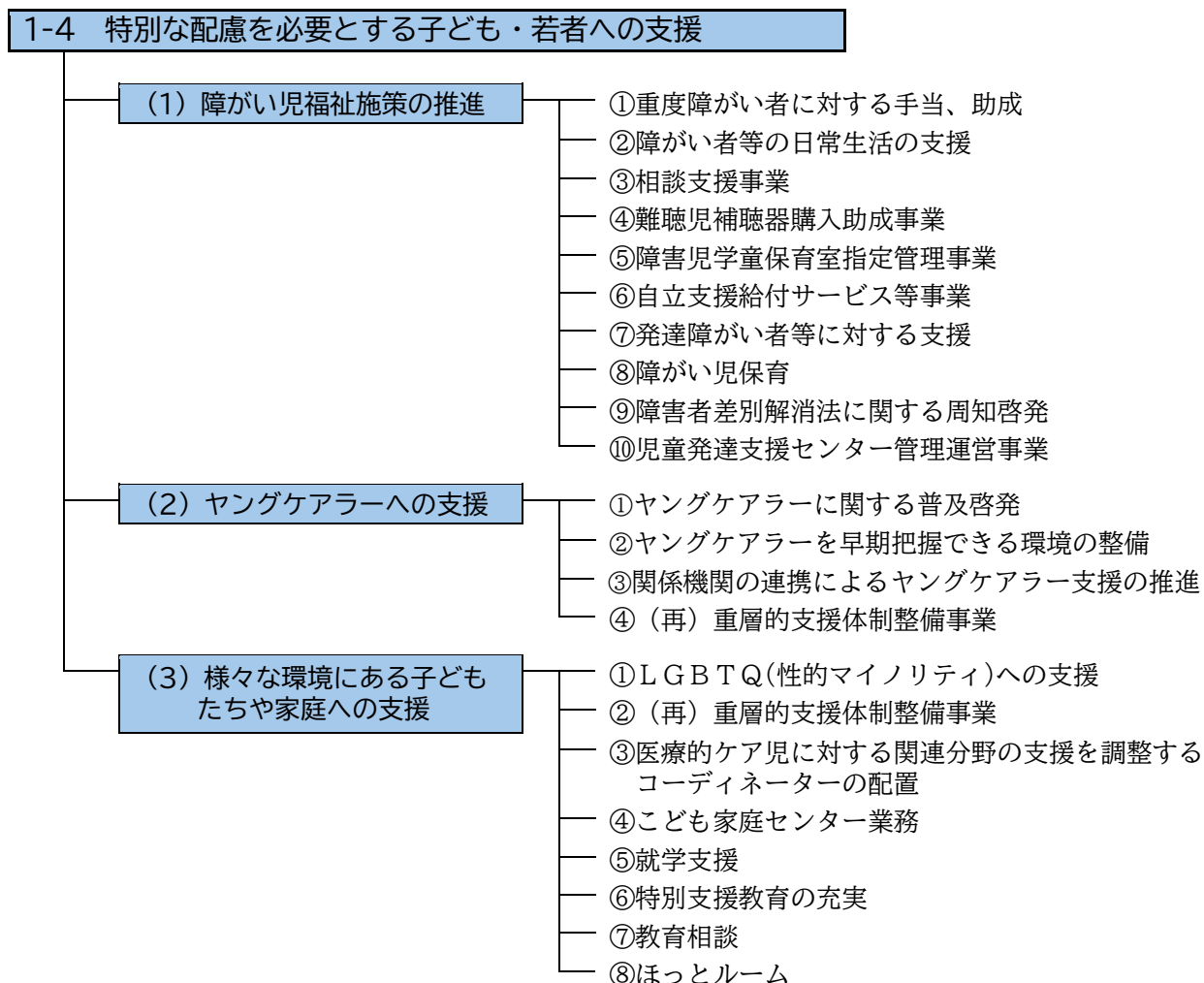
(2) いじめや体罰等の防止に向けた取組

学校等の関係機関と連携し、いじめや体罰等の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	生徒指導対応業務	「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。		学校教育課
②	(再)人権教育授業の充実	児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。		学校教育課
③	青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業	青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。		生涯学習課
④	自殺防止対策の推進	精神保健に関する市民向け講座や精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談、自殺予防街頭キャンペーン、ホームページで行えるメンタルヘルスチェック、暮らしとこころの総合相談会、関係者向け自殺予防対応研修を行います。		健康づくり課

1-4 特別な配慮を必要とする子ども・若者への支援

施策の体系



施策の内容

(1) 障がい児福祉施策の推進

障がい児等への福祉サービスの提供等を通じて、障がい児とその保護者等に対する支援を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	重度障がい者に対する手当、助成	重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当及び障害児福祉手当の支給事業、特別児童扶養手当の受付業務を行います。		障がい福祉課
②	障がい者等の日常生活の支援	日常生活用具給付、移動支援、福祉タクシー等補助、日中一時支援、生活サポート及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付を行います。		障がい福祉課

③	相談支援事業	障がいがある子どもやその保護者、介護者などからの相談に応じ、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。		障がい福祉課
④	難聴児補聴器購入助成事業	両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児等に対し、補聴器の購入等に要する額に3分の2を乗じて得た額(限度額：基準価格に100分の106を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額)を助成します。		障がい福祉課
⑤	障害児学童保育室指定管理事業	障害児学童保育室の運営を指定管理者に委託し、放課後及び長期休業中の障がいがある子どもの生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るため、放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業を実施します。		障がい福祉課
⑥	自立支援給付サービス等事業	申請により本人等の状況を調査の上、支給決定を行い、負担上限月額範囲内で1割負担で障害福祉サービスを提供します。		障がい福祉課
⑦	発達障がい者等に対する支援	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。		障がい福祉課 子育て支援課 保育課
⑧	障がい児保育	保育所における、障がいがある子どもの受け入れ体制を整える。		保育課
⑨	障害者差別解消法に関する周知啓発	障がいのある子どもへの合理的配慮について、周知啓発を行います。		障がい福祉課
⑩	児童発達支援センター管理運営事業	日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。		保育課

(2) ヤングケアラーへの支援

子どもがヤングケアラーについての知識を持ち、自ら相談できる環境を整備するとともに、学校、福祉事業者など子どもの周囲にいるおとなが早期に発見し、関係機関が連携して支援できる体制を整備します。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	ヤングケアラーに関する普及啓発	ヤングケアラーの状態になっている子どもが自らの状態に気づき、大人はヤングケアラーの状態になっている子どもを早期に発見できるよう、ヤングケアラーに関する啓発を行います。		共生福祉課 子育て支援課 学校教育課
②	ヤングケアラーを早期把握できる環境の整備	子どもの周囲に日常的にいる大人の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげられるよう、相談支援スキル等の向上を図ります。		共生福祉課 子育て支援課 学校教育課
③	関係機関の連携によるヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーの状態にある子どもを、各関係機関が連携して支援に取り組みます。		共生福祉課 子育て支援課 学校教育課

④	(再)重層的支援体制整備事業	相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。		共生福祉課
---	----------------	---	--	-------

(3) 様々な環境にある子どもたちや家庭への支援

子どもの置かれた環境等によって子どもが不利益を受けることがないように、支援します。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	LGBTQ(性的マイノリティ)への支援	LGBTQ への理解促進のため、リーフレットを発行するほか、ホームページ及び男女共同参画コーナーにおいて多様な性のあり方について情報を提供するとともに、市民向けに LGBTQ に関する研修を行います。		人権推進課
②	(再)重層的支援体制整備事業	相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。		共生福祉課
③	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。		障がい福祉課
④	こども家庭センター業務	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。		子育て支援課 健康づくり課
⑤	就学支援	北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるよう支援します。		学校教育課
⑥	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。		学校教育課
⑦	教育相談	学校生活や友達関係(不登校、いじめ、情緒不安定、非行問題など)等、子どもの成長に関わる様々な悩み、迷い、不安等の教育相談を行います。		学校教育課
⑧	ほっとルーム	中学校にほっとルーム(学習支援室)を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習保障をします。		学校教育課

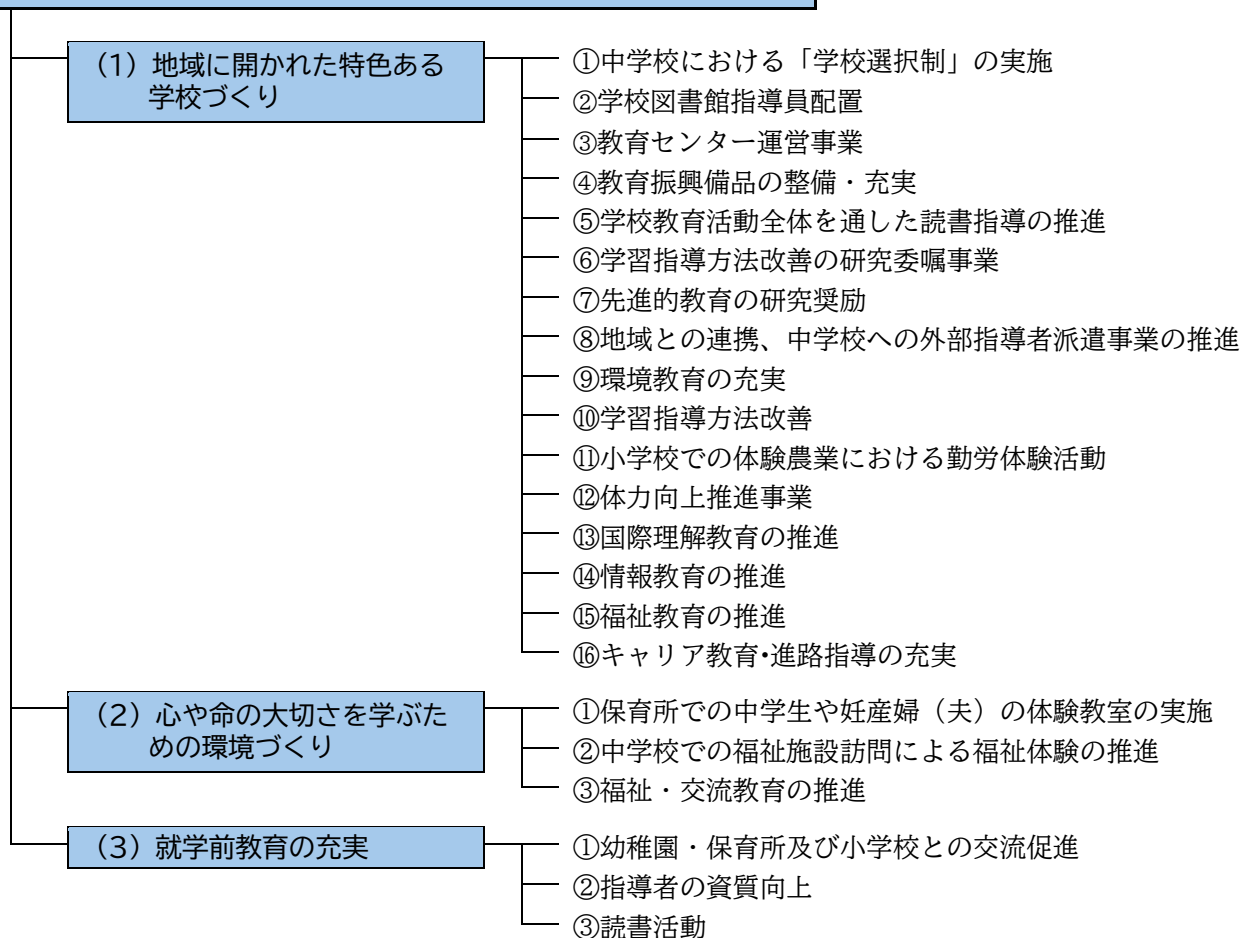
基本目標 2

子どもが自分らしく心豊かに育つまち

2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

施策の体系

2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備



施策の内容

(1) 地域に開かれた特色ある学校づくり

家庭や地域とともに児童生徒を育てていくという視点に立って、学校の教育活動について家庭や地域社会に情報提供を行い、保護者や地域の人々との意思疎通を十分に図り、学校への理解を促進します。

そのため、保護者や地域の人々の支援を積極的に受け入れるとともに、児童生徒を含めた地域住民が遊びやその他のスポーツ・文化活動等を行う場として活用できるよう、校庭、体育館、図書館、コンピュータ教室等の学校施設を積極的に開放します。

また、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などにより、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	中学校における「学校選択制」の実施	中学校入学時に学区以外の中学校進学を希望する児童に対し、要件を満たす場合に学校選択が可能になるよう学校選択制を実施します。	学校選択制を実施する	学校教育課
②	学校図書館指導員配置	市内全小中学校へ学校図書館指導員を配置し、人のいる温かみのある図書館の創造及び学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員と共に進めます。	図書館指導員 12 人	学校教育課
③	教育センター運営事業	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課
④	教育振興備品の整備・充実	図書及び教科等の備品の購入により、小中学校における学校図書館蔵書、各教科等教育振興備品の整備・充実を図ります。	—	教育総務課
⑤	学校教育活動全体を通じた読書指導の推進	公立の図書館と連携するなど学校図書館資料の整理と充実を図ります。また、読み聞かせやブックトークを実施し、読書活動の充実を図ります。	全校における朔読書の実施 小学校において読み聞かせ等の実施	学校教育課
⑥	学習指導方法改善の研究委嘱事業	各教科等の指導方法の改善のための実践的教育研究を委嘱します。	教育課程研究 2 校、学力向上 1 校での研究を委嘱	学校教育課
⑦	先進的教育の研究奨励	教員の資質・指導力の向上を固指した個人研究を奨励します。	研修会を開催	学校教育課
⑧	地域との連携、中学校への外部指導者派遣事業の推進	地域の人材の専門性を活用し、生徒の多様なニーズに対応した部活動の充実や保健体育科における武道の授業において、経験豊かな外部の専門的指導者を活用し基礎基本の定着と安全管理の徹底を図ります。	—	学校教育課
⑨	環境教育の充実	環境教育副読本等を活用した環境教育を推進します。また、学校における牛乳パックの回収等、循環型環境教育を推進します。	全校で実施	学校教育課
⑩	学習指導方法改善	児童生徒の実態に応じたきめ細やかな学習指導法を授業訪問により支援します。	授業訪問を市教委年 1 回・管理職年 2 回実施	学校教育課

⑪	小学校での体験農業における勤労体験活動	全小学校において、地域と連携した勤労体験学習の推進を図ります。	小学校 7 校で実施	学校教育課
⑫	体力向上推進事業	体力向上推進委員会及び研究発表会等を通して、体力向上活動の充実を図ります。	—	学校教育課
⑬	国際理解教育の推進	英語教育の充実、小学校での外国語活動の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成します。	ALT4 人配置	学校教育課
⑭	情報教育の推進	コンピュータ活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報通信技術（ICT）の進展に対応できる能力と態度を育成します。	研修会年 2 回実施	学校教育課
⑮	福祉教育の推進	福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を身につけます。	講演会年 1 回 体験活動年 6 時間	学校教育課
⑯	キャリア教育・進路指導の充実	自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で主体的に進路を選択することができるように、指導を充実します。	職場体験 4 校 推進委員会年 2 回	学校教育課

(2) 心や命の大切さを学ぶための環境づくり

次代の親となる社会性や豊かな人間性を育むために、保育所での中学生等と保育児童とのふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。

また、道徳教育や福祉ボランティア活動により、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	保育所での中学生や妊産婦（夫）の体験教室の実施	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、生活をする中で小さい子どもとのふれあいを推進します。	—	保育課
②	中学校での福祉施設訪問による福祉体験の推進	特別活動や総合的な学習の時間の職場体験・福祉体験として実施します。	職場体験 4 校年 1 回	学校教育課
③	福祉・交流教育の推進	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図ります。	特別支援学級との交流授業年 3 回	学校教育課

(3) 就学前教育の充実

保護者の多様なニーズに対応した、私立幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

そのため、保育所・幼稚園及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、保育所や幼稚園の情報を積極的に提供します。

また、個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、各種研修の実施により、指導者の資質の向上を図ります。

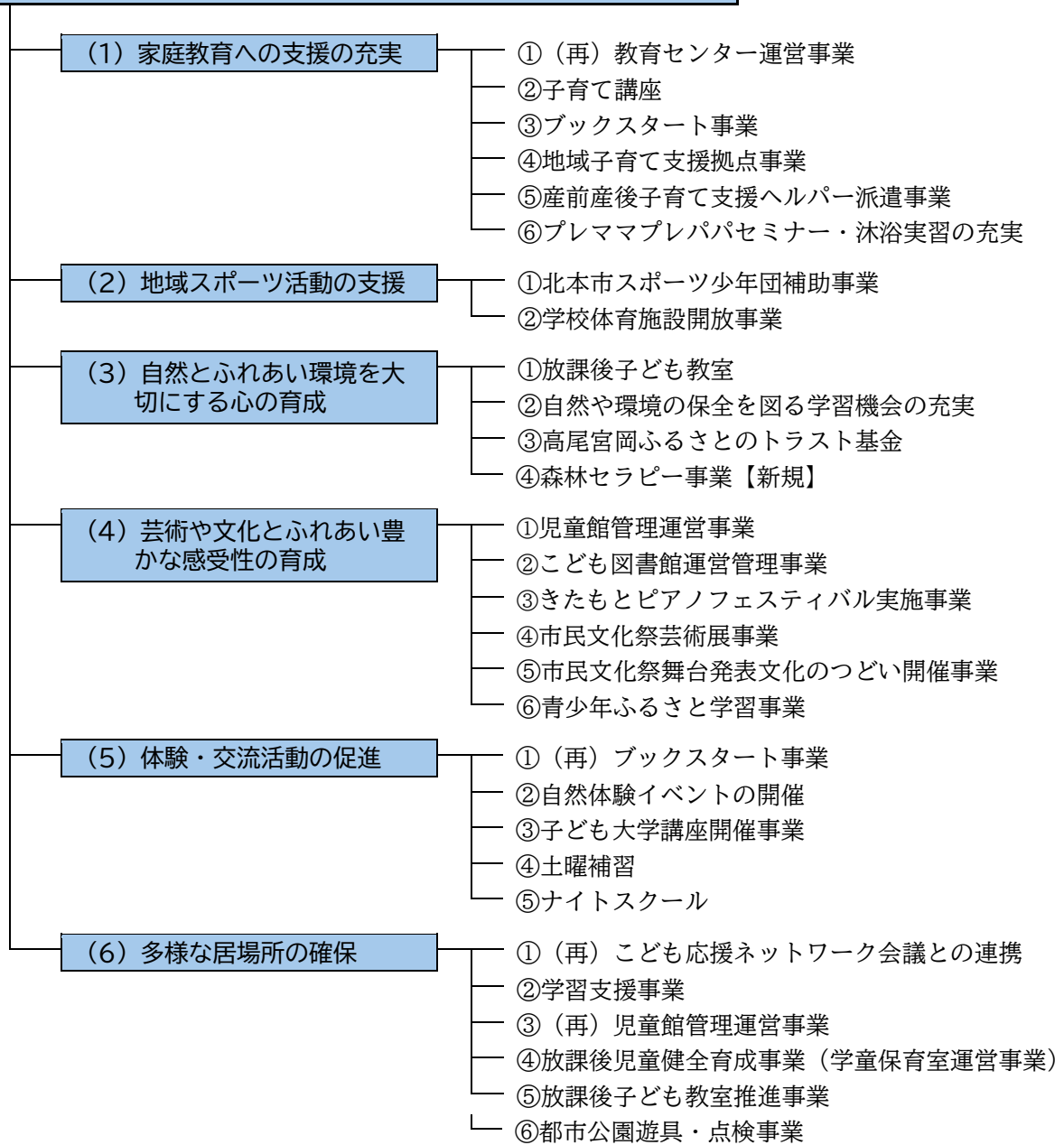
さらに、幼児教育特区として2歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実させます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	幼稚園・保育所及び小学校との交流促進	保育所・幼稚園及び小学校児童の行事等における相互交流を促進します。また、「子育ての3つめばえ」や「接続期プログラム」を活用し、教職員や保育士の合同研修会を年3回開催するなど、指導者等の交流を促進します。	幼保小の合同研修会を年2回実施	学校教育課、保育課
②	指導者の資質向上	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図ります。	—	保育課
③	読書活動	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会の協力を得て、子どもにとって良い本やお話を多くの親子に読み伝えます。	夏休み小学生のためのおはなし会（参加人数47人）、読書まつりおはなし会（参加人数155人）	こども図書館

2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり

施策の体系

2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり



施策の内容

(1) 家庭教育への支援の充実

親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、様々な学習機会の提供を行います。

また、子育てに様々な悩みを抱える親に対しては、子育ての情報を提供したり、相談体制を充実させていきます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再)教育センター運営事業	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課
②	子育て講座	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象として、子どもの年代にあわせた接し方等について学ぶ講座を開催します。	小・中学校の全校で実施	生涯学習課
③	ブックスタート事業	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図ります。	配布数 423 冊	子育て支援課
④	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	設置 5 か所	子育て支援課
⑤	産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業	妊娠中または出産後で体調不良等により、家事をする人がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行い、子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課
⑥	プレママプレパパセミナー・沐浴実習の充実	子育てに関する知識や技術を学ぶため、プレママプレパパセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図ります。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課

(2) 地域スポーツ活動の支援

子どもの体力が低下傾向にある中、恵まれた自然の中で子どもがスポーツに親しむことのできる主体性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団活動やスポーツ教室を中心とした取り組みに対して、支援を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	北本市スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団に対し補助金を交付し、スポーツ少年団の活動を促進します。		生涯学習課
②	学校体育施設開放事業	各小中学校の屋内運動場(体育館等)や校庭(グラウンド等)を利用する団体で構		生涯学習課

		成された運営委員会やその集合体である学校開放連絡協議会を通じて、学校体育施設の適正利用を促し、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作ります。		
--	--	---	--	--

(3) 自然とふれあい環境を大切に作る心の育成

本市の公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地などの豊かな緑を守るため、身近な自然の観察会や学校でのビオトープづくりを通して、自然環境を大切に作る意識の向上を図り、身近に自然と楽しめる環境づくりに取り組みます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	放課後子ども教室	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図ります。 〔活動内容〕自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	全小学校 7 校で実施	生涯学習課
②	自然や環境の保全を図る学習機会の充実	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会と情報提供の充実を図ります。	—	学校教育課、都市計画課
③	高尾宮岡ふるさとのトラスト基金	貴重な谷津の自然を守るため北本市高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金に継続して積立を行う。	—	環境課
④	森林セラピー事業【新規】			産業観光課

(4) 芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成

市内には、国指定の文化財である「石戸蒲ザクラ」や「デーノタメ遺跡」をはじめ、多くの歴史的資産が残されています。豊かな人間性を育み、個性豊かな人間性を育ていくため、先人たちが築きあげてきた文化と歴史を学習理解します。

また、自主的な芸術・文化活動や交流の機会を設け、新たな文化の創造と発信を目指して、文化・芸術活動を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	児童館管理運営事業	児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。		子育て支援課

②	こども図書館運営管理事業	こども図書館の運営を指定管理者に委託し、ボランティア団体と協力しながら、読み聞かせやおはなし会などを実施します。		生涯学習課
③	きたもとピアノフェスティバル実施事業	市内在住等の人を募集対象とし、年齢を問わず、コンサートグランドピアノでの演奏を通じて、音楽を楽しみ、より好きになってもらえるような演奏会を開催します。		生涯学習課
④	市民文化祭芸術展事業	北本市市民文化祭芸術展実行委員会を組織・委託し、市内に在住、在勤もしくは在学する者または市内で活動するサークルの会員の作品(絵画、書、工芸、写真、文芸、生け花)を展示します。		生涯学習課
⑤	市民文化祭舞台発表文化のつどい開催事業	北本市市民文化祭の舞台発表として、市民団体が文化センターホールにおいて、音楽・演劇・演芸・ダンス・バレエ等の発表を行います。		生涯学習課
⑥	青少年ふるさと学習事業	「郷土きたもと」をテーマにした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図ります。		生涯学習課

(5) 体験・交流活動の促進

子どもが、様々な体験や交流を通して、自主性や社会性を身につけるとともに、伸び伸びと育つよう、各種体験や交流の機会の提供を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再)ブックスタート事業	赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布します。		子育て支援課
②	自然体験イベントの開催	野外活動センター等市内の施設を活用して、子どもたちに対して自然体験やワークショップなどを行うイベントを開催します。		生涯学習課
③	子ども大学講座開催事業	大学の教員、事業者等による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童が楽しく学べる機会を提供します。		生涯学習課
④	土曜補習	小・中学校において、土曜日や長期休業日を活用した補習を実施し、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、児童・生徒の家庭学習の習慣付けや生活リズムの確立を図ります。		学校教育課
⑤	ナイトスクール	学校以外で学習する機会を希望する中学生に対して地域と学校の連携・協働による学習支援を行うことで、子どもたちが安心して学習できる環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを推進します。		学校教育課

(6) 多様な居場所の確保

小学校・中学校、公民館、文化センター、児童館、公園等の各種の公共施設を活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再) こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。		人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
②	学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。		共生福祉課
③	(再) 児童館管理運営事業	児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。		子育て支援課
④	放課後児童健全育成事業(学童保育室運営事業)	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。		子育て支援課
⑤	放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員 OB 等が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。		生涯学習課
⑥	都市公園遊具・点検事業	指定管理者による月 1 回の遊具点検のほか、専門家による年 1 回の遊具点検を実施します。		都市計画課

基本目標3

子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち

3-1 母子の健康と医療の確保

施策の体系

3-1 母子の健康と医療の確保

(1) 妊娠前からの切れ目のない健康の確保

- ①母子健康手帳交付
- ②母性健康管理指導事項連絡カードの配布
- ③プレママプレパパセミナー
- ④妊婦健康診査、妊産婦訪問
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥乳幼児健康診査
- ⑦育児相談（9か月児育児相談、乳幼児育児相談）
- ⑧2歳児育児相談
- ⑨親子教室パンダ
- ⑩離乳食講習
- ⑪予防接種
- ⑫30代までの健康力アップ健診（女性）
- ⑬30代までの健康力アップ健診（女性）事後相談
- ⑭成人健康相談
- ⑮（再）こども家庭センター業務

(2) 食育の推進

- ①（再）離乳食講習
- ②食育の推進
- ③学校給食運営の充実
- ④男性料理教室

(3) 思春期保健教育の充実

- ①薬物乱用防止教育の推進
- ②性に関する指導の推進
- ③小中学校における健康教育の充実

(4) 小児医療体制の充実

- ①医療費助成事業
- ②未熟児養育医療支援事業
- ③小児救急医療体制の整備

施策の内容

(1) 妊娠前からの切れ目のない健康の確保

疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な育児相談を行います。

健康診査時には、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

母親となる妊婦に対しては、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うため妊婦健康診査の助成を行うとともに、母性健康管理指導事項連絡カードの配布、マタニティセミナー、妊産婦訪問、新生児訪問等を行い、育児不安や負担感の軽減とより良い育児環境を整えられるよう指導・支援を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	母子健康手帳交付	妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子健康手帳の交付を行い、母子の健康管理に役立てる。また、外国人に対しては外国語母子健康手帳を交付します。	交付率 100%	健康づくり課
②	母性健康管理指導事項連絡カードの配布	就労妊婦に対して、母子健康手帳の交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、健康の増進を図ります。	配布率 100%	健康づくり課
③	プレママプレパパセミナー	妊婦やその家族に、妊娠出産または育児について必要な情報の提供や保健指導を行い、母子保健の向上を図るとともに、妊婦及び家族の交流を図ります。	初妊婦の後期セミナーへの参加率 50%	健康づくり課
④	妊婦健康診査、妊産婦訪問	妊娠中の母子の健康状態を確認し、妊娠が順調かどうかを把握します。また、若年妊婦等に訪問指導を実施し、出産・育児に対する不安軽減を図ります。	妊婦健康診査延人数 5,000 人	健康づくり課
⑤	乳児家庭全戸訪問事業	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように支援します。	310 人	健康づくり課
⑥	乳幼児健康診査	乳児（4か月児）、1歳6か月児及び3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図ります。	・乳児健診 24 回実施/受診率 98% ・1歳6か月児健診 24 回実施/受診率 95% ・3歳児健診 12 回実施/受診率 95%	健康づくり課
⑦	育児相談（9か月児育児相談、乳幼児育児相談）	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供します。	・9か月児育児相談 24 回実施/受診率 85% ・乳幼児育児相談 12 回実施/利用者数 400 人	健康づくり課
⑧	2歳児育児相談	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行います。	50 人	健康づくり課

⑨	親子教室パンダ	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	22回 述べ132人	保育課 (児童発達支援センター)
⑩	離乳食講習	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図ります。	乳児(4か月児)健診受診者の80%	健康づくり課
⑪	予防接種	感染症の予防、重症化の防止のため、個別接種による予防接種を実施します。	8,170人	健康づくり課
⑫	30代までの健康力アップ健診(女性)	女性のライフステージに応じた生活習慣病予防や健康づくりを推進します。	18歳から39歳女性の国保加入者数の50%	健康づくり課
⑬	30代までの健康力アップ健診(女性)事後相談	健診後の生活習慣病予防の相談を実施します。	健診事後相談対象者数の35%	健康づくり課
⑭	成人健康相談	保健師・栄養士・精神科医・歯科衛生士等が、身体や心の健康について、個別に相談を実施します。	440人	健康づくり課
⑮	(再)こども家庭センター業務	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。		子育て支援課 健康づくり課

(2) 食育の推進

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、離乳食講習会や小学生を対象とした講座、食に関する相談への助言などを通じて、一人ひとりが「食」について自ら学び、考え、判断できるよう知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	(再)離乳食講習	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図ります。	乳児健診受診者の80%	健康づくり課
②	食育の推進	栄養教諭、学校栄養職員の専門性を活用し、学校における食育を充実・推進させ、家庭・地域と連携して朝食欠食の改善を図ります。	—	学校教育課、健康づくり課
③	学校給食運営の充実	給食指導の充実、運営体制の整備を図り、バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身の健全な発達を促します。	—	教育総務課
④	男性料理教室	育児・家事について夫婦で協力して行うことを推進するため、男性料理教室を開催します。	24	生涯学習課

(3) 思春期保健教育の充実

人間教育の一環として、異性を尊重し、自他を大切にする心を育むため、性に関する健全な意識の啓発と、正しい知識の習得を促します。喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性などについての基礎的な知識の普及を図る等により、思春期の心と体の健康づくり及び生涯にわたる健康行動の基盤づくりを支援します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	薬物乱用防止教育の推進	学校・家庭・地域が連携して、子どもの発達段階や地域の実態に応じた薬物乱用防止教室を充実・推進します。	—	学校教育課
②	性に関する指導の推進	性に関する課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、学校・家庭が連携し、性に関する指導を進めます。	—	学校教育課
③	小中学校における健康教育の充実	「心の健康」「禁煙、禁酒薬物乱用」「性に関する問題」「歯・口の健康づくり」等、様々な健康課題の解決に向け、保健教育・保健管理を充実させ、学校・家庭・地域が一体となり学校の健康教育を推進します。	—	学校教育課

(4) 小児医療体制の充実

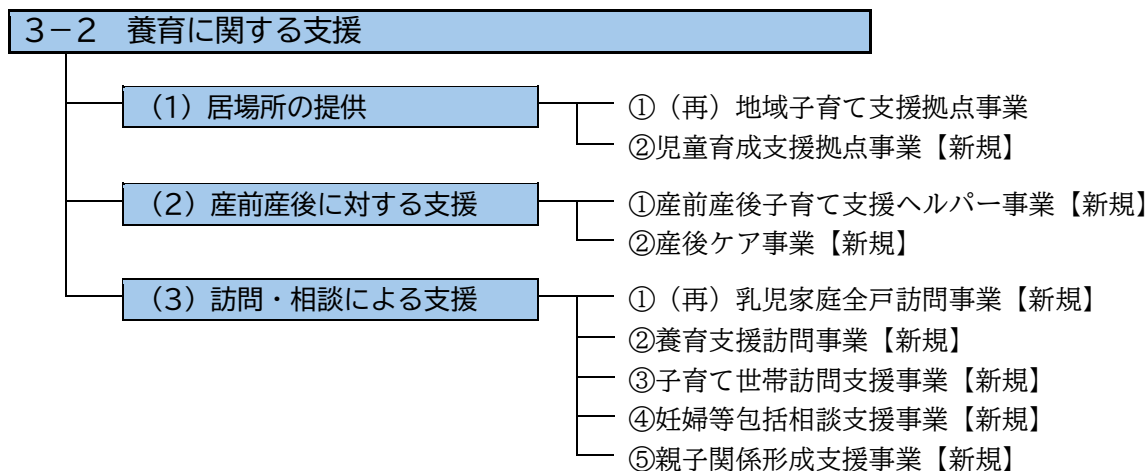
小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となることから、休日・夜間の医療体制を含め、小児初期救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、子どもの病気やけがへの初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、親を対象とした講座の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	医療費助成事業	こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費を助成することで子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ります。	—	障がい福祉課 子育て支援課
②	未熟児養育医療支援事業	未熟児が出生から1歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。	—	健康づくり課
③	小児救急医療体制の整備	小児初期救急医療体制の整備について、関係機関と協議を進める。	前年度と同様	健康づくり課

3-2 養育に関する支援

施策の体系



施策の内容

(1) 居場所の提供

子育ての孤立感や負担の解消を図るとともに、養育環境等に課題を抱える家庭や児童等に対して様々な支援を行うことのできる居場所を提供します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再) 地域子育て支援拠点事業 (P.71 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。		子育て支援課
②	児童育成支援拠点事業【新規】 (P.72 参照)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。		

(2) 産前産後に対する支援

家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象にヘルパーを派遣するとともに、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	産前産後子育て支援ヘルパー事業	母子健康手帳の交付を受けている人または3歳未満の子どもを養育している人で、家事、育児等について家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象に、ヘルパーを派遣して、食事の支度、洗濯、掃除などの家事や、育児等の日常生活の便宜の提供を行います。		子育て支援課
②	産後ケア事業【新規】 (P.74 参照)	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、「宿泊型」、「デイサービス型」及び「アウトリーチ型」のいずれかによって実施します。		

(3) 訪問・相談による支援

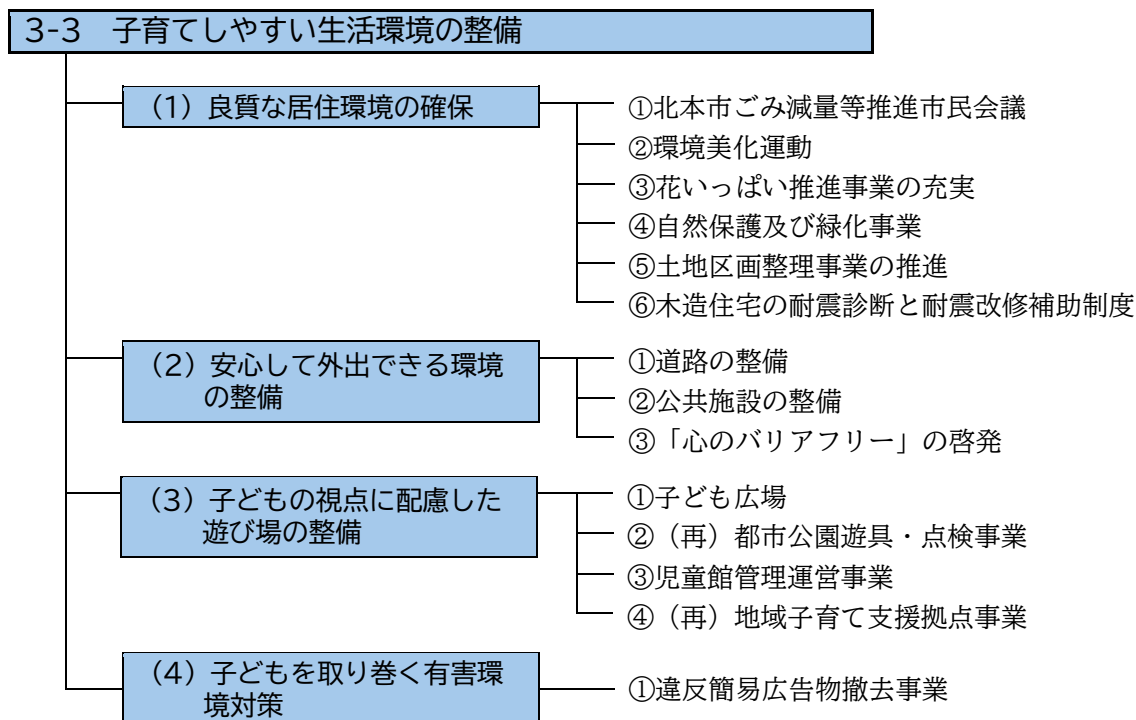
妊娠中・出産後から子育て期全般にわたって生じる様々な不安や負担に対して、養育者や子どもに寄り添った支援を行うため、アウトリーチ型の支援を行うとともに、専門機関と連携しながら包括的な支援を行います。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再)乳児家庭全戸訪問事業【新規】 (P.73 参照)	全ての生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談・支援を行います。		
②	養育支援訪問事業【新規】 (P.73 参照)	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。		
③	子育て世帯訪問支援事業【新規】 (P.72 参照)	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
④	妊婦等包括相談支援事業【新規】 (P.74 参照)	妊娠中や出産後の女性に関する健康問題、生活上の課題、育児不安、経済的な悩みなどの様々な問題に対応し、必要に応じて専門機関と連携しながら包括的に相談支援を行います。		

⑤	親子関係形成支援事業【新規】 (P.72 参照)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。		
---	-----------------------------	--	--	--

3-3 子育てしやすい生活環境の整備

施策の体系



施策の内容

(1) 良質な居住環境の確保

子育てがしやすい住環境を確保するため、良好な住宅市街地の総合的な整備を推進します。

環境の美化運動、住宅情報の提供、住宅改修に対する助成等に努め、子どもが伸び伸び成長でき、家族みんながゆとりと豊かさを実感できる居住環境の整備を進めます。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	北本市ごみ減量等推進市民会議	市民参加による廃棄物の減量化と再資源化を図る運動を促進し、市民の廃棄物に対する意識改革を目指します。	—	環境課
②	環境美化運動	自治会連合会を通じ、「清潔で明るいまちづくり」を目指し、各自治会単位で地区内を清掃し、健康で住みよい快適な生活環境づくりを推進します。	—	環境課
③	花いっぱい推進事業の充実	花いっぱい推進事業として地域自治会等と協働して春・秋２回の花苗配布	—	都市計画課

④	自然保護及び緑化事業	トラスト 8 号地や市民緑地の保護育成を実施します。	—	環境課
⑤	土地区画整理事業の推進	ゆとりとうるおいのある安心して暮らせる住環境を整備します。	—	久保土地区画整理事務所
⑥	木造住宅の耐震診断と耐震改修補助制度	昭和 56 年以前に建築された木造住宅の耐震診断と、工事費の補助を行います。	簡易診断：10 件 精密診断：2 件 補強計画：2 件 耐震改修：2 件	建築開発課

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して暮らす視点に立った、安全に通行できる道路の段差の解消や、公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化などを進めていきます。

さらに、公共施設には、子ども連れで利用しやすいトイレやベビーベッド、授乳室などの設置を検討していきます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
1	道路の整備	高齢者・障がい者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努めます。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図ります。	—	建設課
2	公共施設の整備	高齢者・障がい者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努める。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図ります。	—	政策推進課、子育て支援課
3	「心のバリアフリー」の啓発	母子健康手帳の交付時に、妊産婦に対してマタニティキーホルダーを配布するなど、妊産婦等への理解を深める取り組みを進めます。	配布率 100%	健康づくり課

(3) 子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、子どもの視点に立った身近な公園の整備を行います。発達段階に応じ、就学前児童のためには、遊具の設置を行い、小学生以上のためには、思い切り遊べる広場の整備を行います。

また、身近にある自然環境を生かし、川辺や雑木林、湧水などの保全を行い、子どもたちが、自然とふれあう機会を育てます。

雨の日の遊び場確保のため、児童館や文化センター、公民館の有効活用を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	子ども広場	土地所有者の協力により無償で提供していただいた土地に広場を設置し、地区の子どもの遊び場として活用します。	—	くらし安全課
②	(再) 都市公園 遊具・点検事業	指定管理者による月一回の遊具点検のほか、専門家による年1回の遊具点検を実施。	指定管理者による月一回の遊具点検のほか、専門家による年1回の遊具点検を実施。	都市計画課
③	児童館管理運営事業	児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。	入館人数 1日平均400人	子育て支援課
④	(再) 地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	—	子育て支援課

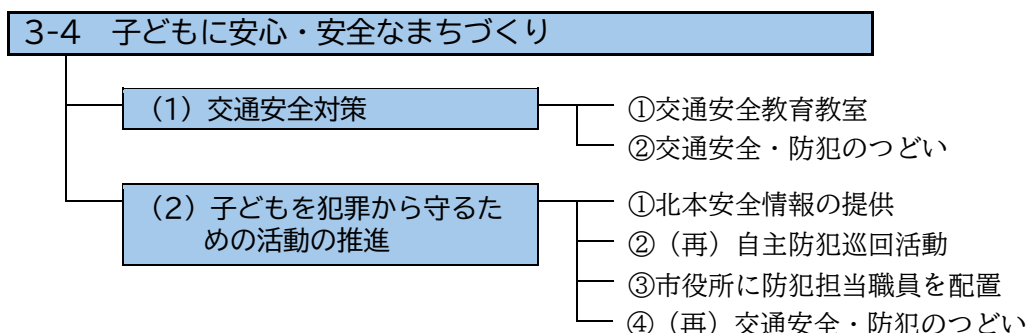
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策

性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	違反簡易広告物撤去事業	違反簡易広告物の撤去を行い、子どもにとって良好な環境づくりを推進します。	12回/年実施	建設課

3-4 子どもに安心・安全なまちづくり

施策の体系



施策の内容

(1) 交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	交通安全教育教室	新入学童と中学年に交通安全教育を、警察、交通安全母の会、交通指導員等の協力により実施します。	全小・中学校交通安全教室年1回	各小学校
②	交通安全・防犯のつどい	本町西高尾コミュニティ委員会との事業で、「交通安全・防犯のつどい」を開催、交通安全、防犯意識の向上を図ります。	参加者 70 人	コミュニティセンター

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、地域の安全点検や安全マップの作成、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。

また、地域一体となって、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置や防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を推進します。

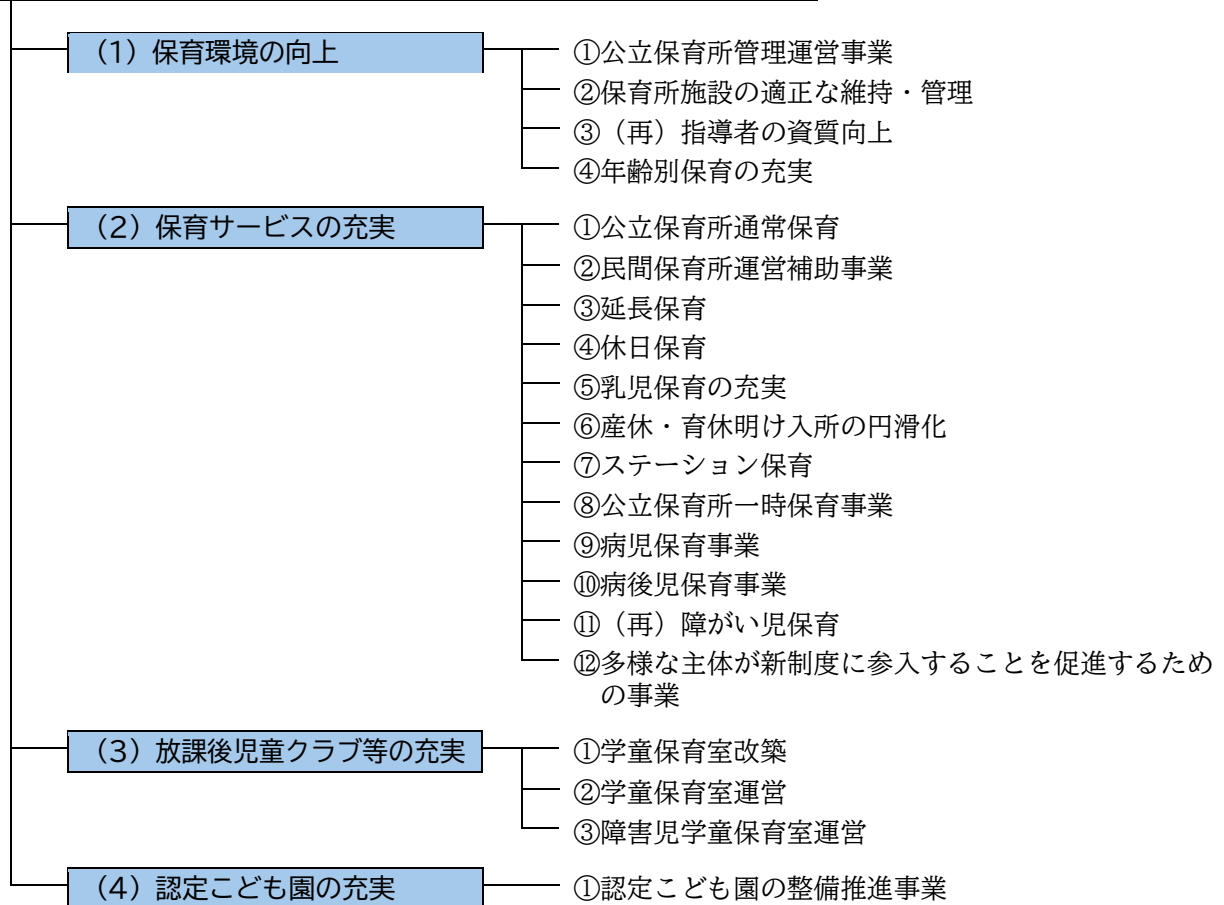
No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	北本安全情報の提供	防犯意識を高めるため、また、地域ぐるみによる防犯活動を促進するため、犯罪や防犯対策などの情報を提供します。	—	くらし安全課
②	自主防犯巡回活動	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進める。	—	くらし安全課
③	市役所に防犯担当職員を配置	犯罪の増加に歯止めをかけ「安全・安心のまち北本市」を実現するため、くらし安全課に交通・防犯担当を配置します。	—	くらし安全課
④	(再)交通安全・防犯のつどい	本町西高尾コミュニティ委員会との事業で、「交通安全・防犯のつどい」を開催、交通安全、防犯意識の向上を図ります。	参加者 70 人	コミュニティセンター

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち

4-1 保育サービスの充実

施策の体系

4-1 保育サービスの充実



施策の内容

(1) 保育環境の向上

保育所が安心して子どもを預けられる施設となるよう、各保育所と緊密な連携を図り、保育士の資質の向上と専門性を高めるため、研修会の実施を進め、保育サービスの質の向上を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	公立保育所管理運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、利用申込み受付、利用調整及び入所決定などの認定を行います。	—	保育課
②	保育所施設の適正な維持・管理	保育ニーズ等を踏まえながら、施設の修繕等を行います。		保育課
③	(再) 指導者の資質向上	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図ります。	—	保育課
④	年齢別保育の充実	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図ります。	—	保育課

(2) 保育サービスの充実

保育所においては、多様化、個別化しつつある保育ニーズに対応するため、平日や土曜日の保育時間の延長に加え、休日保育、定員の低年齢児枠の拡大を検討します。

また、地域に開かれた保育所を目指し、保育所が拠点となって、子育て支援の展開を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	公立保育所通常保育 (P.65 参照)	住み慣れたまちで安心して健やかに暮らせるまちを目指して、多様な保育需要に応えることのできる子育て環境の充実を図ります。	—	保育課
②	民間保育所運営補助事業	アレルギー対応が必要な子どもや、体調不良の子ども、障がいのある子ども等、それぞれの状況等に応じて民間保育園がきめ細やかな対応ができるよう、保育士の加配に必要な経費等を国・県・市の補助要綱に基づき補助します。		保育課
③	延長保育 (P.68 参照)	就労形態の多様化に対応するため、延長保育を実施します。	第4章参照	保育課
④	休日保育	休日の就労や疾病のため、子どもの養育が困難な保護者のため、休日保育の実施を検討します。	—	保育課
⑤	乳児保育の充実 (P.66 参照)	地域の保育ニーズを踏まえ、定員の拡大を検討します。	—	保育課

⑥	産休・育休明け入所の円滑化	産後休暇明け及び育児休業明けに伴う年度途中入所のニーズに対応するため、条件整備等を検討します。	—	保育課
⑦	ステーション保育	北本駅を利用し通勤していて、保育施設の開所時間内に送迎困難な保護者の児童を駅保育ステーションで預かり、指定施設へ送迎します。	—	保育課
⑧	公立保育所一時保育事業	保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり保育します。		保育課
⑨	病児保育事業	病気または病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。		保育課
⑩	病後児保育事業	病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。		保育課
⑪	(再)障がい児保育	保育所における、障がいがある子どもの受け入れ体制を整えます。		保育課
⑫	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 (P.69 参照)	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進します。		保育課

(3) 放課後児童クラブ等の充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を行います。

また、障がいがある子どもの保護者の就労支援と、障がいがある子どもの放課後ケアのため、障がい児に対する学童保育を実施します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	学童保育室改築	老朽化している学童保育室を既存の公共施設を活用し整備します。	1か所の学童保育室を整備	子育て支援課
②	学童保育室運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校低学年の児童等の健全な育成を図ります。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を進めます。	利用者ニーズに応じて時間を設定する	子育て支援課
③	障害児学童保育室運営	障がいがある子どもの放課後の生活の場を提供することにより、保護者負担の軽減と児童の社会参加の促進を図ります。	—	障がい福祉課

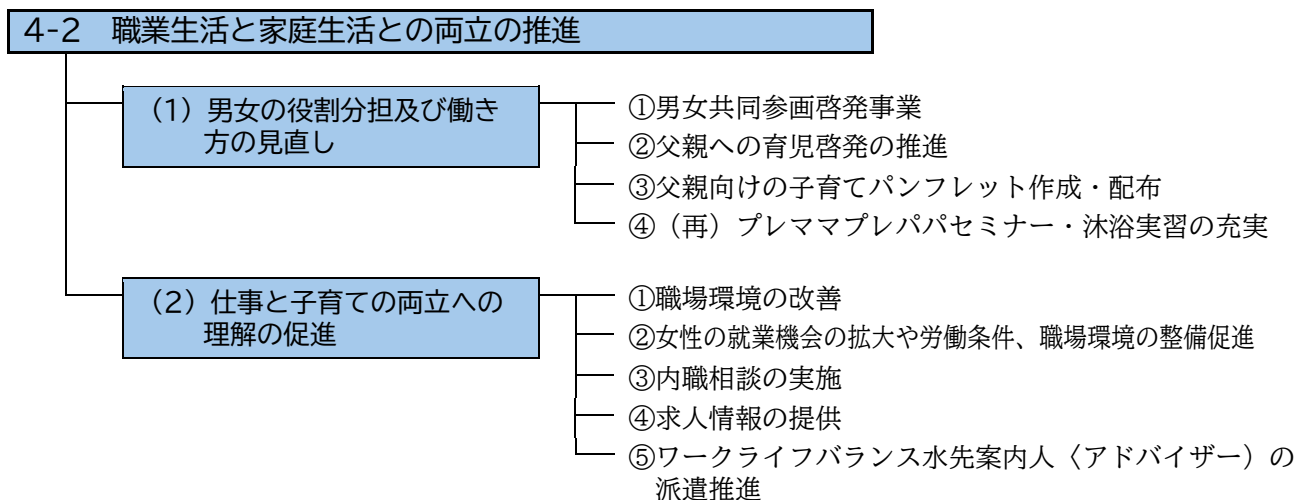
(4) 認定こども園の充実

増加する保育需要に対応し、待機児童の解消を図るため、幼稚園の土地、建物、職員などの資源を有効活用し、保護者が、保育所、幼稚園の区別なくサービスを選択でき、子どもたちが伸び伸びと小学校入学まで一貫した保育と幼児教育が受けられるよう、認定こども園の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	認定こども園の整備推進事業	幼稚園が認可保育所等を設置することができる認定こども園制度の整備・充実により、保育所待機児童の解消を図ります。	2園	保育課

4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の体系



施策の内容

(1) 男女の役割分担及び働き方の見直し

固定的な性別役割分担や職場優先の意識の改革を始め、子育てと仕事が両立でき、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	男女共同参画啓発事業	男女が自らの生き方を主体的に選択し、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行、きたもと男女共生塾の開催などにより、男女共同参画の意識づくり（啓発）を進める。	25,000 部	人権推進課
②	父親への育児啓発の推進	家庭教育等の講座の中で、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための幼児教育フォーラム、子育てセミナー等を開催します。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課
③	父親向けの子育てパンフレット作成・配布	父親向けの沐浴実習時に参加者へ「お父さんも主人公」を配布し、家庭での父親の役割や、父子の遊び方について紹介します。	沐浴実習に参加をした父親へ配布100%	健康づくり課
④	（再）プレママプレパパセミナー・沐浴実習の充実	子育てに関する知識や技術を学ぶため、プレママプレパパセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図ります。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課

(2) 仕事と子育ての両立への理解の促進

男性を含めた働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、事業者に向けて働きかけていきます。

また、安心して家庭を築き、子どもを生み育てるためには経済的に自立した生活への支援が必要となるため、安定就労を促進する対策を行います。

さらに、仕事と子育ての両立のためには、職場だけでなく地域においても、働く母親に配慮した、行事、講座、集会の日時への配慮などを行っていきます。

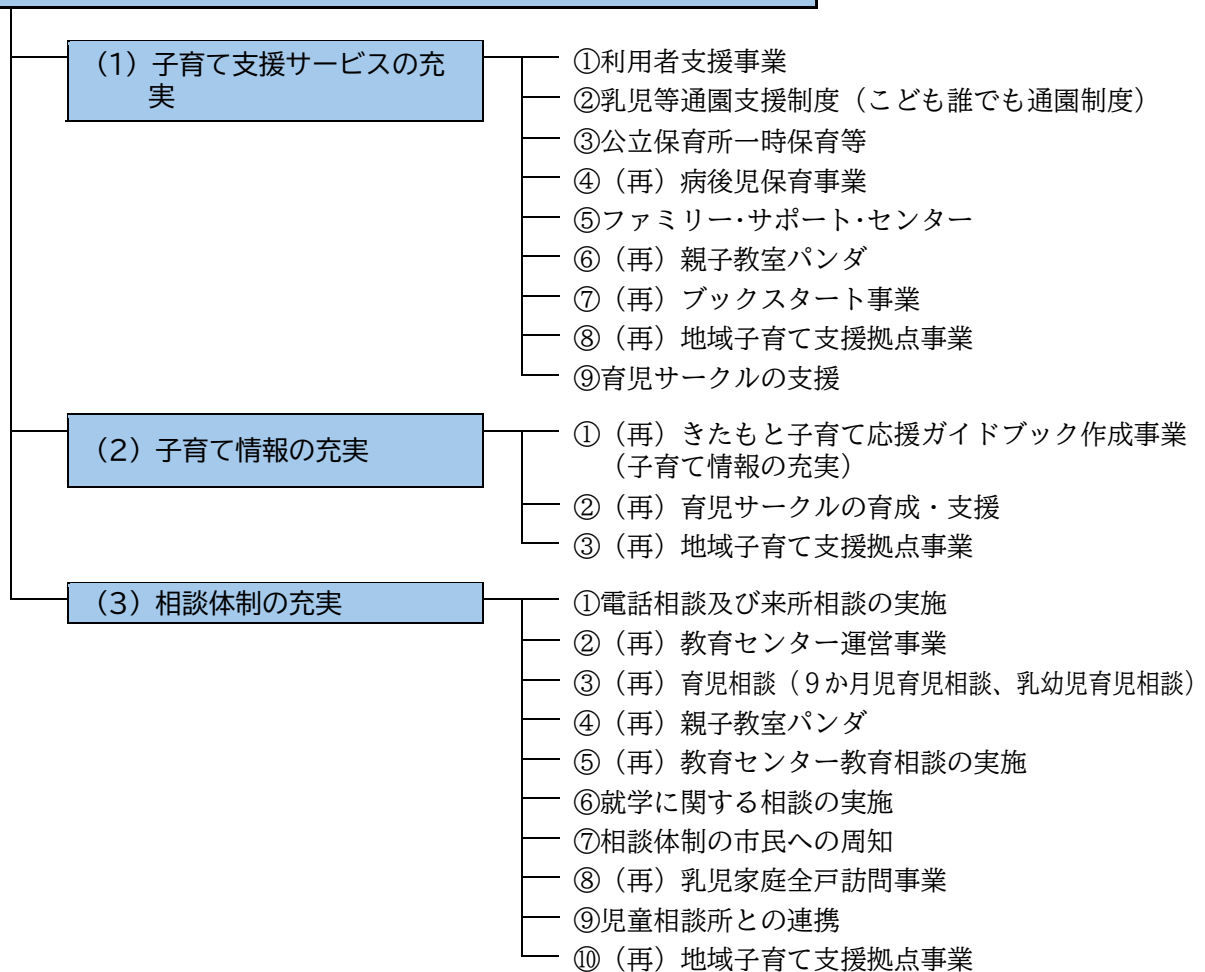
No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	職場環境の改善	子育て等により職歴にブランクのある主婦に対して労働講座等を開催し、就職活動を支援します。	延べ参加人数 20 人	産業観光課
②	女性の就業機会の拡大や労働条件、職場環境の整備促進	地元商工会を通して、労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進します。	商工会一般事業費補助金額 2,300,000 円	産業観光課
③	内職相談の実施	家庭外で働くことが困難な人で内職を希望する人に対し、内職に関する相談及び斡旋を行います。	相談件数 180 件	産業観光課
④	求人情報の提供	雇用の促進を図るため、無料職業紹介所を開設し、職業の相談及び斡旋を行います。	求人件数 120 件	産業観光課
⑤	ワークライフバランス水先案内人（アドバイザー）の派遣推進	仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、ワークライフバランス水先案内人（アドバイザー）派遣制度の周知に努めます。	市役所窓口で配布物等を啓示	産業観光課

基本目標5 地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援 するまち

5-1 地域における子育て支援サービスの充実

施策の体系

5-1 地域における子育て支援サービスの充実



施策の内容

(1) 子育て支援サービスの充実

育児の孤立化を解消するため、既存施設の有効活用により、親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供を行います。

また、保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、家庭における子育てを支援するため、様々な支援サービスを充実させます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	利用者支援事業 【新規】 (P.70 参照)	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。		子育て支援課
②	乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） 【新規】 (P.67 参照)	ふだん、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。		保育課
③	公立保育所一時保育等	保護者の多様な勤務形態から、休日や夜間などの受入れに対応した保育所運営が求められている。特に経済的自立を求めて勤労意欲が高まっている状況から、リフレッシュ保育など新たな保育ニーズに配慮した施設設備の運営を検討します。	—	保育課
④	(再) 病後児保育事業	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、施設で一時預かりを行う	—	保育課
⑤	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	—	子育て支援課
⑥	(再) 親子教室 パンダ	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	22 回 述べ 132 人	保育課 (児童発達支援センター)
⑦	(再) ブックス スタート事業	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図ります。	配布数 423 冊	子育て支援課
⑧	(再) 地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課
⑨	育児サークルの支援	育児サークルの交流などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援します。	—	子育て支援課

(2) 子育て情報の充実

子育て応援ガイドブックの作成・配布とともに、市のホームページを利用し、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて情報提供を行います。

さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化、ホームページを利用した提供等を進めます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	きたもと子育て応援ガイドブック作成事業（子育て情報の充実）	市内の遊び場や子育てに関する情報を網羅したガイドブックを作成し公共施設等で配布します。	—	子育て支援課
②	（再）育児サークルの支援	育児サークルの交流などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援します。	—	子育て支援課
③	（再）地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課

(3) 相談体制の充実

子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、関係機関の相談機能の充実を図り、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、保育所においても、地域の子育て中の親からの育児に関する様々な相談に対し、保育所職員が相談に応じるなど、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

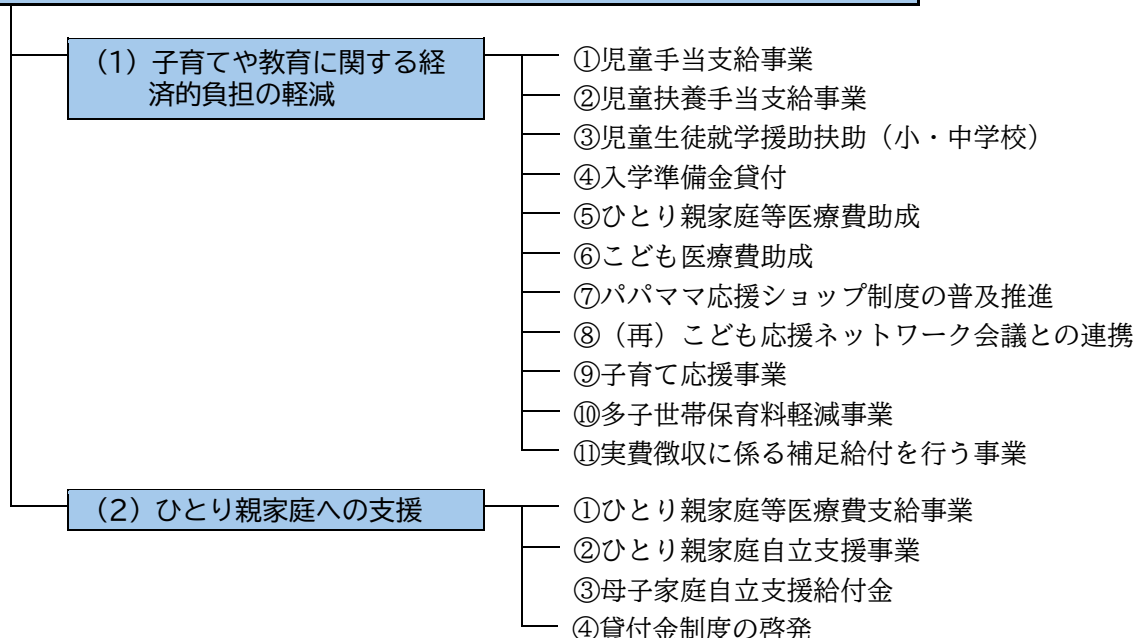
No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	電話相談及び来所相談の実施	随時子育ての悩みや不安などについて各機関で相談に応じます。相談者の来訪時に、その相談に応じ、必要に応じ専門機関を紹介します。また、児童館、子育て支援センターにおいて電話等による育児相談を行います。	—	子育て支援課、健康づくり課、学校教育課
②	（再）教育センター運営事業	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課
③	（再）育児相談（9か月育児相談、乳幼児育児相談）	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供します。	・9か月児育児相談 24回実施/ 受診率 85% ・乳幼児育児相談 12回実施/ 利用者数 400人	健康づくり課

④	(再)親子教室 パンダ	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	22回 述べ132人	保育課 (児童発達支援センター)
⑤	(再)教育センター教育相談の実施	電話相談、来所相談により、子育てや家庭教育等の悩み事に対して所員が相談に応じる。	教育センターへの相談件数300件程度	学校教育課
⑥	就学に関する相談の実施	就学に関する相談を受け、必要に応じ専門機関を紹介します。	就学支援委員会 年5回開催	学校教育課
⑦	相談体制の市民への周知	子育て支援課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭等への周知を図ります。	—	子育て支援課、 学校教育課
⑧	(再)乳児家庭全戸訪問事業	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように支援します。	310人	健康づくり課
⑨	児童相談所との連携	要支援児童等の相談に対応できるよう、児童相談所との連携を図ります。	—	子育て支援課
⑩	(再)地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課

5-2 子育てにかかる経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

施策の体系

5-2 子育てにかかる経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援



施策の内容

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

児童手当の支給制度や医療費助成制度のほか、児童の疾病や障がいに応じて様々な支援制度が実施されています。これらの支援制度の活用と適正な運用を通して、子育てへの経済的支援を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	児童手当支給事業	児童を養育している人(父母その他の保護者など)に対し、児童手当を支給します。		子育て支援課
②	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。		子育て支援課
③	児童生徒就学援助扶助（小・中学校）	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行います。	400 人	学校教育課
④	入学準備金貸付	高等学校、大学等への入学を予定する生徒の保護者に対して入学準備金の貸付を行います。	高校 3 件／ 大学等 5 件	学校教育課

⑤	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	—	子育て支援課
⑥	こども医療費助成	医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図ります。	—	子育て支援課
⑦	パパママ応援ショップ制度の普及推進	子育て家庭を応援するため「パパママ応援ショップ制度」の普及推進を図ります。	—	子育て支援課
⑧	(再) こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。		人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
⑨	子育て応援事業	北本市に住民登録がある子どもの出生時、1歳6か月児健診時、3歳児健診時にこども商品券を各1万円分贈呈します。		子育て支援課
⑩	多子世帯保育料軽減事業	埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して、多子世帯の保育料を軽減します。		保育課
⑪	実費徴収に係る補足給付を行う事業(P.69 参照)	世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育の利用に必要な実費を助成します。		保育課

(2) ひとり親家庭への支援

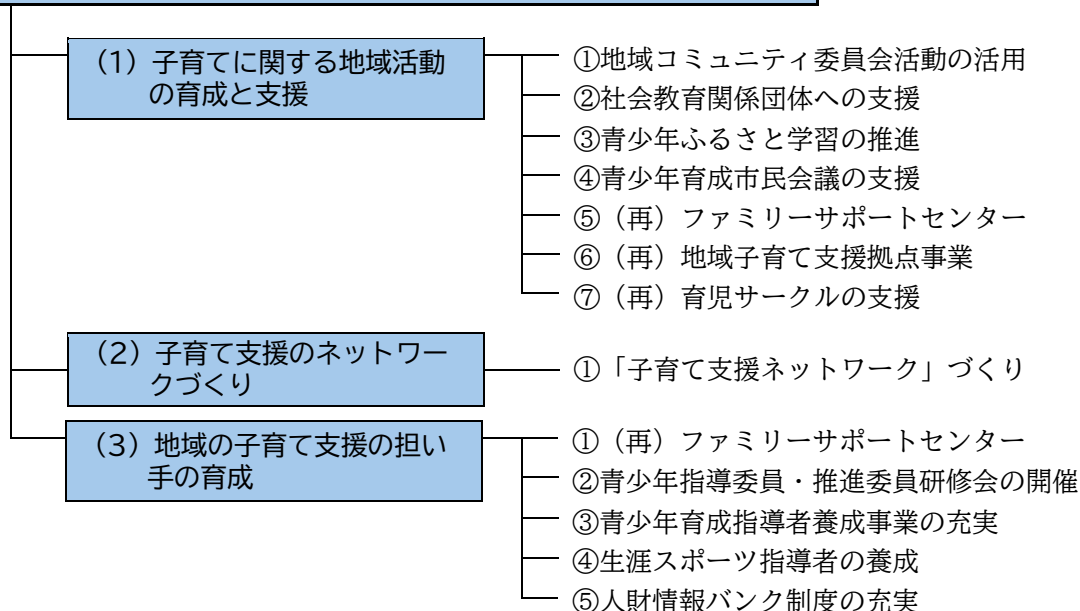
各種給付や就労支援等を通じて、ひとり親家庭への支援を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標(R11)	担当課
①	ひとり親家庭等医療費支給事業	医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することでひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		子育て支援課
②	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、経済的支援、就労支援、日常生活支援を行います。		子育て支援課
③	母子家庭自立支援給付金	「ひとり親家庭高等職業促進給付金」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。		子育て支援課
④	貸付金制度の啓発	ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を周知します。	—	子育て支援課

5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり

施策の体系

5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり



施策の内容

(1) 子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てに関する住民活動の促進を図り、多様なボランティアグループやNPOを育成していきます。そのため、活動場所の提供や活動助成、情報の提供などに取り組んでいきます。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	地域コミュニティ委員会活動の活用	地域のつながりを強化し、子どもたちが育ちやすい環境をつくるため、地域の子育て経験や知識を活用して、子育て支援を検討します。	行事数 40	くらし安全課
②	社会教育関係団体への支援	自主的な社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体を支援します。	6つの社会教育団体への補助金交付と活動支援	生涯学習課
③	青少年ふるさと学習の推進	地域に根ざした個性的な活動を推進し、ふるさと意識の醸成を図ります。	—	青少年育成市民会議、生涯学習課
④	青少年育成市民会議の支援	自主的な青少年健全育成活動を促進するため、青少年育成市民会議を支援します。	補助金の交付と青少年関係団体連絡調整会議を支援	生涯学習課
⑤	（再）ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	—	子育て支援課

⑥	(再) 地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課
⑦	(再) 育児サークルの支援	育児サークルの交流などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援します。	—	子育て支援課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動しているボランティアグループ、NPO、関係機関、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
1	「子育て支援ネットワーク」づくり	行政機関や市内子育てサークル、子育て支援機関等のネットワーク化を図り、保護者が求める広汎な情報の提供を推進します。	—	子育て支援課

(3) 地域の子育て支援の担い手の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援するため、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成します。

No.	事業名	事業概要	目標指標 (R11)	担当課
①	(再) ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	—	子育て支援課
②	青少年指導委員・推進委員研修会の開催	青少年指導委員・推進員として必要な知識を身につけ、資質の向上を図るための研修会を実施します。	青少年非行防止キャンペーンと合わせて「青少年の非行防止」をテーマに研修会を実施	生涯学習課
③	青少年育成指導者養成事業の充実	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。	生涯学習課
④	生涯スポーツ指導者の養成	生涯スポーツ指導者の各種講習会派遣、スポーツ少年団認定員講習会等の開催により、指導者資格の取得促進を図ります。	—	生涯学習課
⑤	人財情報バンク制度の充実	すぐれた知識や技能、経験等を人財情報バンクに登録してもらい、学習したい市民に紹介し、互いに学び合う学習機会の充実を図ります。	180 人	生涯学習課

第 5 章 教育・保育及び子育て支援事業の 量の見込みと確保策

1 児童数の推移

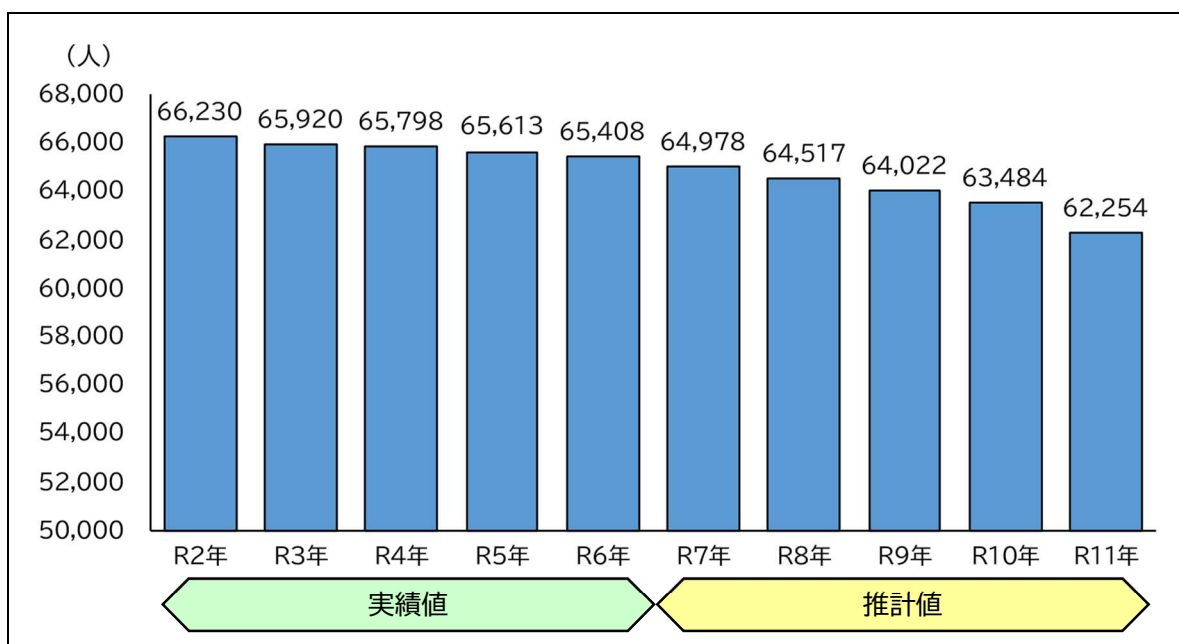
(1) 総人口の推移

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の男女別1歳別データ（R02～R06）を基に、コーホート要因法※を用いて推計しました。

その結果、本市の総人口は、令和6年4月1日現在の65,408人から、本計画の最終年度である令和11年4月1日には62,254人程度にまで減少するものと見込まれます。

■総人口の推移

各年4月1日現在



資料：実績値は住民基本台帳及び外国人登録原票、推計値は保育課による

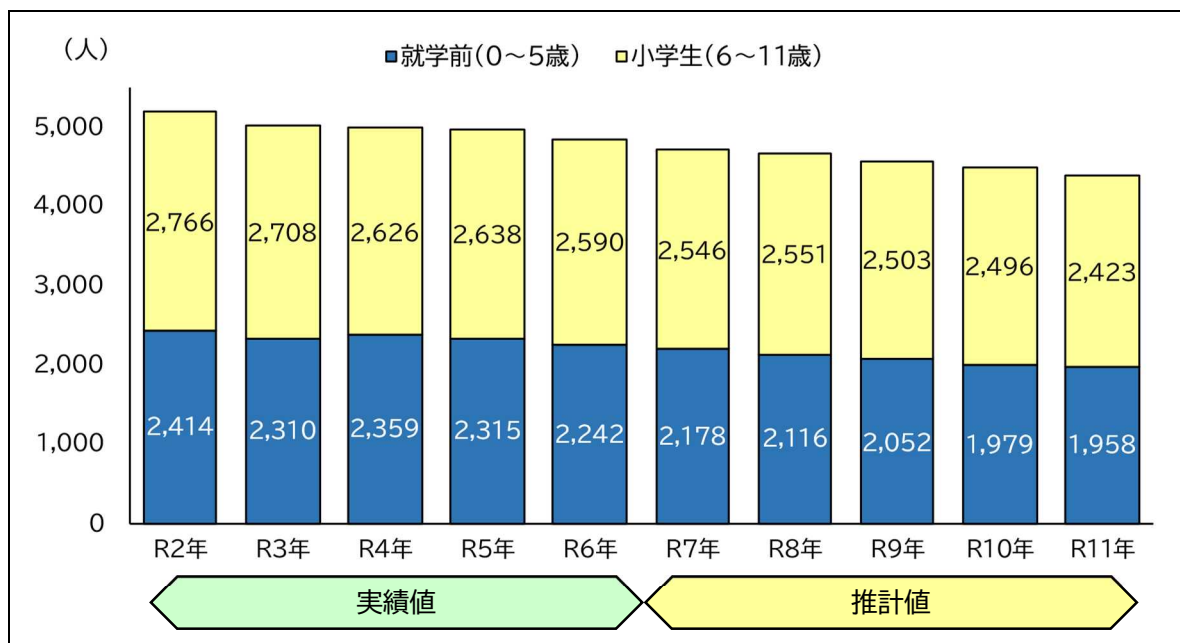
※ 「コーホート要因法」とは、年齢別人口（コーホート）の加齢に伴う変化を死亡、人口移動（転入・転出）ごとに計算して将来の人口を推計する手法のことです。具体的には、1歳以上の人口については、年齢ごとの死亡率とともに転入・転出を加味して将来の人口を求めます。また、0歳人口については、19～45歳の女性の年齢別人口に対応する出生数の実績から母の年齢別出生率を求め、女性の年齢別推計人口に乗じることによって翌年の0歳人口とします。

(2) 児童数の推移

就学前児童数(0～5歳)は、令和6年4月1日現在の2,242人から令和11年4月1日には1,958人程度、小学生人口(6～11歳)は、2,590人から2,423人程度へと減少が見込まれます。

■児童数の推移

各年4月1日現在



区 分	実 績 値					推 計 値				
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
児童数	8,580	8,321	8,162	8,060	7,810	7,632	7,454	7,273	7,134	7,021
0歳	362	340	354	321	291	309	307	302	301	300
1歳	373	378	384	382	337	308	327	325	319	318
2歳	387	379	388	395	395	345	315	334	333	327
3歳	431	385	405	403	398	406	354	323	343	341
4歳	401	425	397	409	406	400	408	356	324	344
5歳	460	403	431	405	415	410	405	412	359	328
6歳	402	459	415	437	402	416	412	406	414	361
7歳	465	405	455	427	435	404	419	413	408	415
8歳	433	465	404	457	423	435	403	418	413	407
9歳	452	435	465	408	455	425	437	405	419	415
10歳	494	450	437	468	410	456	425	436	405	420
11歳	520	494	450	441	465	410	455	425	437	405
12歳	526	527	490	454	445	466	411	456	426	438
13歳	531	526	527	490	457	445	465	411	456	425
14歳	565	532	527	531	485	459	446	467	411	457
15歳	541	563	532	529	525	484	458	445	466	411
16歳	619	533	565	536	529	524	483	455	444	465
17歳	618	622	536	567	537	530	524	484	456	444
就学前	2,414	2,310	2,359	2,315	2,242	2,178	2,116	2,052	1,979	1,958
小学生	2,766	2,708	2,626	2,638	2,590	2,546	2,551	2,503	2,496	2,423
低学年	1,300	1,329	1,274	1,321	1,260	1,255	1,234	1,237	1,235	1,183
高学年	1,466	1,379	1,352	1,317	1,330	1,291	1,317	1,266	1,261	1,240
中学生	1,622	1,585	1,544	1,475	1,387	1,370	1,322	1,334	1,293	1,320
高校生	1,778	1,718	1,633	1,632	1,591	1,538	1,465	1,384	1,366	1,320
対人口比	13.0%	12.6%	12.4%	12.3%	11.9%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%	11.3%

資料：実績値は住民基本台帳及び外国人登録原票、推計値は保育課による

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1号認定から3号認定までの認定区分ごとに子ども・子育て支援に関するニーズ調査や利用状況などを勘案し、令和6年度から令和11年度までの5年間の教育・保育のニーズ量の見込みを算出しました。

■各項目の定義

1号	満3歳以上で教育認定のみ
2号（教育）	満3歳以上で教育認定を受け、保育認定により預かり保育を利用
2号（保育）	満3歳以上で保育認定のみ
3号	満3歳未満で保育認定のみ

(1) 1号認定

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	448	430	415	385	365	360
②確保の内容		640	650	660	670	670
特定教育・保育施設		420	430	440	450	450
認定こども園		420	430	440	450	450
幼稚園（私立）		-	-	-	-	-
幼稚園（公立）		-	-	-	-	-
新制度未移行の幼稚園		220	220	220	220	220
幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）		-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		210	235	275	305	310

(2) 2号認定

①2号認定（教育）

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	167	200	190	180	170	170
②確保の内容		200	190	180	170	170
特定教育・保育施設		140	130	120	110	110
認定こども園		140	130	120	110	110
幼稚園（私立）		-	-	-	-	-
幼稚園（公立）		-	-	-	-	-
新制度未移行の幼稚園		-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）		60	60	60	60	60
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		0	0	0	0	0

②2号認定（保育）

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	574	580	580	575	570	560
②確保の内容		617	617	617	617	617
特定教育・保育施設		617	617	617	617	617
認定こども園		233	233	233	233	233
保育所		384	384	384	384	384
認可外（地方単独事業）		-	-	-	-	-
上記以外※		-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		37	37	42	47	57

(3) 3号認定

①0歳

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	47	54	54	53	53	53
②確保の内容		75	80	80	80	80
特定教育・保育施設		60	62	62	62	62
認定こども園		22	25	25	25	25
保育所		38	37	37	37	37
特定地域型保育事業		15	18	18	18	18
小規模保育		12	15	15	15	15
家庭的保育		-	-	-	-	-
居宅訪問型保育		-	-	-	-	-
事業所内保育		3	3	3	3	3
認可外（地方単独事業）		-	-	-	-	-
上記以外		-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		21	26	27	27	27

②1歳

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	152	165	180	185	185	185
②確保の内容		180	200	200	200	200
特定教育・保育施設		144	156	156	156	156
認定こども園		37	45	45	45	45
保育所		107	111	111	111	111
特定地域型保育事業		36	44	44	44	44
小規模保育		30	38	38	38	38
家庭的保育		-	-	-	-	-
居宅訪問型保育		-	-	-	-	-
事業所内保育		6	6	6	6	6
認可外（地方単独事業）		-	-	-	-	-
上記以外		-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		15	20	15	15	15

③2 歳

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	186	210	195	210	215	215
②確保の内容		215	228	228	228	228
特定教育・保育施設		178	183	183	183	183
認定こども園		58	66	66	66	66
保育所		120	117	117	117	117
特定地域型保育事業		37	45	45	45	45
小規模保育		34	42	42	42	42
家庭的保育		-	-	-	-	-
居宅訪問型保育		-	-	-	-	-
事業所内保育		3	3	3	3	3
認可外（地方単独事業）		-	-	-	-	-
上記以外		-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用		-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）		5	33	18	13	13

（4）こども誰でも通園制度（仮称：新規事業）

ふだん、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

この制度は、令和8年度から実施します。

単位：人（月当たり利用実人数）

区 分		実績値	計画値				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み	—	—	※今後、国・県の情報を得て設定する。			
	確保の内容	—	—				
1 歳児	量の見込み	—	—				
	確保の内容	—	—				
2 歳児	量の見込み	—	—				
	確保の内容	—	—				

3 子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■量の見込み

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	377	430	420	405	390	390
確保の内容		1,087	1,087	1,087	1,087	1,087

(2) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

■量の見込み

〔幼稚園在園児〕

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8,624	8,480	7,980	7,490	7,090	7,090
確保の内容		17,427	17,427	17,427	17,427	17,427

〔幼稚園以外〕

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,287	1,600	1,550	1,500	1,450	1,440
確保の内容		3,660	3,660	3,660	3,660	3,660

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

■量の見込み

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	564	735	720	695	670	665
確保の内容		2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育の利用に必要な実費を助成する事業です。

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	96	106	105	102	100	98

(5) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進します。

■事業の見込み

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業の見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(6) 利用者支援事業

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：か所

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2	2

(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育室運営事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分		実績値	計 画 値				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	低学年	504	575	565	565	565	540
	高学年	295	320	330	315	315	310
	計	799	895	895	880	880	850
確保の内容		799	895	895	880	880	850

(8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の利用により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込み

単位：人日（年間利用日数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2	2

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。5 か所で実施指定旨を記載する。

■量の見込み

単位：人回（月当たり利用者数）

区 分		実績値	計 画 値				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		1,943	1,980	1,950	1,980	1,960	1,940
確保の内容	人回		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	か所		5	5	5	5	5

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込み

単位：人回（年間延べ利用者数）

区 分		実績値	計 画 値				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		260	470	470	465	460	460
確保の内容			470	470	470	470	470

(11) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■量の見込み

単位：人日（年間延べ利用日数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	—	140	140	140	140	140
確保の内容		140	140	140	140	140

(12) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(13) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

■量の見込み

単位：人（年間利用実人数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	—	※今後、国・県の情報を得て設定する。				
確保の内容						

(14) 乳児家庭全戸訪問事業

全ての生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談・支援を行う事業です。

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人（年間延べ人数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	286	290	285	280	280	280
確保の内容		290	285	280	280	280

(15) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込み

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	73	75	75	70	70	70
確保の内容		75	75	70	70	70

(16) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込み

単位：回（年間延べ利用者数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,386	3,250	3,230	3,180	3,170	3,160
確保の内容		3,250	3,230	3,180	3,170	3,160

(17) 産後ケア事業（新規事業）

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、「宿泊型」、「デイサービス型」及び「アウトリーチ型」のいずれかによって実施する事業です。

単位：人（実人数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	102	100	98	96	96	96
確保の内容		100	98	96	96	96

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠中や出産後の女性に関する健康問題、生活上の課題、育児不安、経済的な悩みなどの様々な問題に対応し、必要に応じて専門連携機関としながら包括的に相談支援を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	実績値	計 画 値				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	876	855	850	835	835	830
確保の内容	876	855	850	835	835	830

第 6 章 計画の推進

本計画を進めるにあたり、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（事業者）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの立場において、身近なところで何ができるかということを考えながら、計画に掲げる理念と目標の達成を目指す必要があります。計画の推進を図るために、次の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1 計画の推進にあたって

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・県との連携

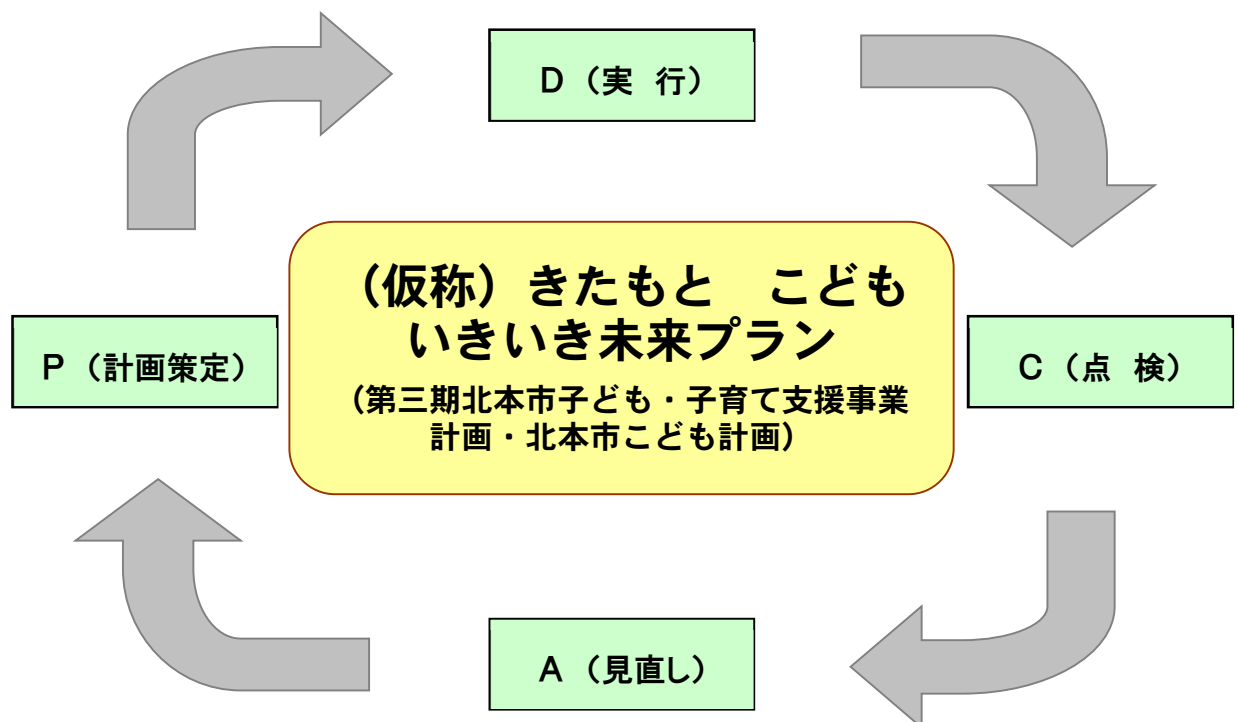
住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画進行管理の体制としくみ

(1) 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、PDCAサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。必要に応じて、計画の見直しなどを行います。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



(2) 計画の公表、住民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。